

伊予市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～7年度)

令和3年 9月策定

【令和7年 1月改定】

愛媛県伊予市

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1 基本的な事項 | |
| (1) 市の概況 | 1 |
| ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要 | 1 |
| (ア) 自然的条件 | 1 |
| (イ) 歴史的条件 | 1 |
| (ウ) 社会的・経済的条件 | 2 |
| (エ) 過疎の状況 | 3 |
| (オ) 市の社会経済的発展の方向の概要 | 4 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 4 |
| ア 人口の推移と今後の見通し | 4 |
| イ 産業の推移と今後の動向 | 7 |
| (3) 行財政の状況 | 9 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 11 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 12 |
| ア 人口に関する基本目標 | 13 |
| イ 生活環境の向上に関する基本目標 | 13 |
| ウ 経済環境の充実に関する基本目標 | 13 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 13 |
| (7) 計画期間 | 14 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 14 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | |
| (1) 現況と問題点 | 15 |
| ア 移住・定住・地域間交流の促進 | 15 |
| イ 人材育成 | 15 |
| (2) その対策 | 15 |
| ア 移住・定住・地域間交流の促進 | 15 |
| イ 人材育成 | 16 |
| (3) 計画 | 17 |
| 3 産業の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 18 |
| ア 農業 | 18 |
| イ 林業 | 19 |
| ウ 漁業 | 19 |
| エ 商業 | 19 |
| オ 工業 | 20 |
| カ 情報通信産業その他の産業 | 20 |
| キ 観光及びレクリエーション | 20 |
| (2) その対策 | 21 |
| ア 農業 | 21 |
| イ 林業 | 22 |
| ウ 漁業 | 23 |
| エ 商業 | 24 |
| オ 工業 | 25 |
| カ 情報通信産業その他の産業 | 25 |
| キ 観光及びレクリエーション | 25 |
| (3) 計画 | 27 |
| (4) 産業振興促進事項 | 28 |
| (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種 | 28 |
| (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 | 28 |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合 | 29 |
| ア 農林業 | 29 |
| イ 漁業 | 29 |
| ウ 商業 | 29 |
| エ 観光及びレクリエーション | 29 |
| 4 地域における情報化 | |
| (1) 現況と問題点 | 30 |
| (2) その対策 | 30 |
| (3) 計画 | 31 |
| 5 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| (1) 現況と問題点 | 32 |
| (2) その対策 | 32 |
| (3) 計画 | 33 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 34 |
| 6 生活環境の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 35 |
| ア 上水道・下水道 | 35 |
| イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等 | 35 |
| ウ 消防防災 | 36 |
| エ その他 | 36 |
| (2) その対策 | 37 |
| ア 上水道・下水道 | 37 |
| イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等 | 38 |
| ウ 消防防災 | 38 |
| エ その他 | 39 |
| (3) 計画 | 40 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 42 |
| ア 上水道・下水道 | 42 |
| イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等 | 42 |
| ウ 消防防災 | 42 |
| エ その他 | 42 |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| (1) 現況と問題点 | 44 |
| (2) その対策 | 45 |
| (3) 計画 | 47 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 48 |

| | |
|---------------------------|----|
| 8 医療の確保 | |
| (1) 現況と問題点 | 49 |
| (2) その対策 | 49 |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合 | 49 |
| 9 教育の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 50 |
| ア 幼児教育 | 50 |
| イ 学校教育 | 50 |
| ウ 社会教育 | 51 |
| (2) その対策 | 51 |
| (3) 計画 | 53 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 54 |
| 10 集落の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 55 |
| (2) その対策 | 55 |
| (3) 計画 | 56 |
| 11 地域文化の振興等 | |
| (1) 現況と問題点 | 57 |
| (2) その対策 | 57 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の促進 | |
| (1) 現況と問題点 | 58 |
| (2) その対策 | 58 |
| (3) 計画 | 58 |
| 過疎地域持続的発展特別事業分 | 59 |

計画変更履歴

令和3年 9月策定
令和4年 3月改定
令和4年 7月改定
令和5年 2月改定
令和5年 7月改定
令和6年 1月改定
令和7年 1月改定

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

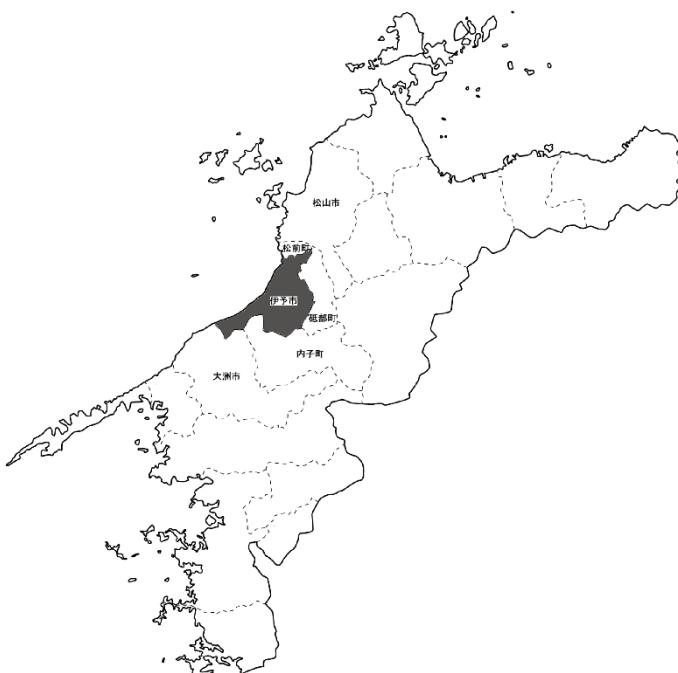
本市は、愛媛県のほぼ中央部、県都の松山市から南西11kmに位置し、北は伊予郡松前町、東は伊予郡砥部町、南は喜多郡内子町、西南は大洲市に隣接している。東西に23km、南北に21kmの広がりを持ち、面積は194.43km²である。

北部は、道後平野の南端を占める平地であり、西部は瀬戸内海に面した沿岸地域、東南部は標高500～600m、高い所では900m前後の四国山地に連なる山々が続き、多様な姿を見せている。

気象条件は、沿岸地域では1年を通じて温暖・少雨という典型的な瀬戸内式気候に属するものの、山間部では、最低気温が氷点下を記録することもあり、寒暖の差が大きい盆地の特性を持っている。冬季には数回の積雪を見ることがある。

地形及び地質は、伊予地域の東部に行道山や谷上山など標高300mから400m程度の山々が伊予断層に沿って北東－南西方向に連なっており、伊予断層の北西にはゆるやかな扇状地や低位段丘が広がり、耕地として利用されている。伊予灘沿いには沖積低地が発達し、近年は松山市のベッドタウンとして宅地開発が進んでいる。中山地域は、標高700mから900m近くに達する高い山々が連なり、その間を縫うようく肱川の支流である中山川とその支流が南北に流れている。双海地域は、急峻な山々が伊予灘に迫り、狭小な沖積地や海岸段丘上に集落が点在しており、上灘川沿いには、西南日本を外帶と内帶に分かつ中央構造線が東西に横断している。

●市の位置



(イ) 歴史的条件

本市は、人々の生活圏が行政区域を越えて拡大するなか、もともと歴史的な交流が深く、日常的な往来も活発であった伊予市・中山町・双海町の1市2町が、平成17年4月1日に新設合併をして誕生した。

伊予地域は、道後平野の南西部に位置し、海に近く山々がそびえ、地方を治めるのに最も適した土地であったことから、中央政権を執る大和朝廷と九州を結ぶ格好の寄港地となり、早くから多くの人々が住み着いていた。藩政時代には、郡中海岸は大洲藩の米の積み出し港として整備され、この地域の物産集散地として、また、県外とも商業的に結ばれ、著しく活況を呈した。明治時代になり封建制度が撤廃されると、船舶の出入りは一層活発になったが、戦後、松山港が整備され、また、トラック輸送など陸上交通の発達に伴い、近年ではその利用も減少している。

中山地域は、藩政時代、宿場町として商業を中心とする産業で栄えていた。また、「中山栗」の栽培、生産が活発になったのもこの頃からである。明治末期、四国南西地域の動脈として旧国道が整備され、栗と養蚕、木炭などの生産地として、中山間農林地域の特性を生かした特色ある農村を形成するとともに、近隣の鉱山等の地下資源開発に伴い、その主要中継地として名声を高めた。しかし、高度経済成長とともに深刻化した過疎問題等によって、農村社会の構造・体質は大きく変貌を遂げている。

双海地域は、藩政時代から農林漁業が盛んであり、農業においては養蚕・製蠶・木炭・畜産が繁栄を極めたが、産業革命などの影響で次々と衰退した。戦後は温州みかんが植えられ、基幹作物に成長したが、現在は高付加価値農業を目指してみかんのハウス栽培が行われている。漁業は、藩政時代に開発された魚場を利用して地引き網が盛んであったが、漁船の機械化や漁法の近代化により沖合漁業が活発に展開されている。その本拠地となる豊田漁港と上灘漁港は、漁港整備計画に基づき整備されているが、近年、魚の乱獲や海の汚染により漁獲が減少している。

●旧市町の変遷

| | |
|----------------|--|
| 旧伊予市 (伊予地域) | 明治23年：市町村制実施により南山崎村・北山崎村・郡中町・郡中村・南伊予村が誕生 昭和15年：郡中町と郡中村が合併し郡中町が誕生 昭和30年：南山崎村・北山崎村・郡中町・南伊予村が合併し伊予市が誕生 昭和33年：中山町大字佐礼谷の一部平岡を編入し、鵜ノ崎の一部を砥部町へ編入 |
| 旧中山町 (中山地域) | 明治23年：市町村制実施により中山村・出淵村・佐礼谷村が誕生 明治40年：中山村と出淵村が合併し中山村が誕生 大正14年：町制を施行し中山町が誕生 昭和 4年：広田村大字栗田を編入 昭和30年：中山町と佐礼谷村が合併し中山町が誕生 昭和33年：大字佐礼谷の一部平岡を伊予市へ編入 |
| 旧双海町 (双海地域) | 明治23年：市町村制実施により上灘村、下灘村が誕生 明治41年：石畠村が下灘村から分離して満穂村（現内子町）へ編入 大正10年：上灘村が町制を施行し上灘町が誕生 昭和30年：上灘町と下灘村が合併して双海町が誕生 |

(ウ) 社会的・経済的条件

本市は、松山経済圏にあることから、社会的には、交通網や情報通信網の整備とともに、住民生活における生活・交流圏の広域化や生活様式の多様化が進み、経済的には、県都松山市近郊で

あるという立地条件を生かした波及効果が期待される。

平成30年度愛媛県市町民所得統計による市内総生産は、1,124億円弱となっており、その構成比は第1次産業4.8%・第2次産業32.8%・第3次産業62.4%である。

一方、平成27年国勢調査による産業別就業人口の18,310人を見てみると、第1次産業14%・第2次産業25%・第3次産業58%となっている。

本市は、昭和35年国勢調査の第1次産業就業比率が52%で、もともと第1次産業を中心に栄えていたが、これらの数字が示すとおり、農林水産物の価格低迷・国際化の進展・就業者の高齢化・若者の就業離れ等で大きく減少し、第1次産業の衰退とともに産業構造の変化が著しい。

松山市などの消費地を近くに控えていることから、本市のまちづくり計画に基づく地産地消や食育を推進し、第1次産業の興隆による産業振興、高度情報化社会に対応した新しいビジネスの起業等、あらゆる可能性を追求しながら経済的発展と地域の持続的発展を目指している。

イ 過疎の状況

過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定により、旧中山町及び旧双海町は、過疎地域の指定を受けており、両町と伊予市が合併したことで、同法第33条第1項(市町村の廃置分合等があった場合の特例)に基づき旧伊予市を含めた新「伊予市」全域が過疎地域となる、いわゆる「みなし過疎」の指定となった。平成22年4月1日には改正過疎法の施行により、同法第33条第1項の規定による「みなし過疎」の適用が継続された。

令和3年3月26日に成立した過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においても、同法第42条の規定による「みなし過疎」の適用を引き続き受けたところである。

昭和30年、昭和の大合併により旧伊予市、中山町及び双海町は発足した。その当時の人口は50,810人であったが、その後、昭和55年に42,842人となり、平成17年には39,493人となっている。

こうした人口の減少は、地域に超高齢化・自然減の増大・若者の流出など様々な課題を投げかけている。特に若者の流出は、地域生産力の弱体化や担い手不足など地域活力の低下を生み出し、地域社会の崩壊を招くひとつの大きな要素となっている。

これらの課題に対処するため、新市建設計画・第1次総合計画・過疎地域自立促進計画に基づき、地域経済の原動力である農林水産業を中心とした産業の振興と自然と調和した健康で文化的な生活基盤の整備を基本として、過疎対策と地域活性化の実現に向け、種々の施策を講じてきた。

その結果、地域振興の根幹を成す交通通信体系の整備をはじめ、産業面での生産基盤・流通施設・近代化施設の整備、保健医療地域福祉の充実、地域資源を活用した都市との交流施設の整備が順調に展開され、自立した地域社会の形成に一定の成果を上げてきたと言える。

しかしながら、高齢化の進行と人口の流出は、ますます深刻化し、こうした局面を踏まえた上で、今後、更に新たな視点に立ち、地域独自の気候や風土から生まれ育まれた産業・文化、即ち「その土地の持っている可能性」と「地域資源」を引き出し、農業農村の公益的機能を發揮しつつ、美しく風格ある地域・社会づくりの条件整備とシステムの再構築を進める必要がある。

ウ 市の社会経済的発展の方向の概要

本市の基幹産業であった第1次産業は、農山漁村を取り巻く環境の変容に伴い、総生産額・就業人口ともに第2次・第3次産業へ依存する形態に変化してきた。この変化は、この地域特有のものではなく、日本全国で同様の形態が見られるもので、今後より一層、産業基盤の強化と魅力や活力に富む地域社会の構築が重要課題となっている。そのため本市は、市独自の施策はもとより、国・県の推進する広域的・総合的な施策とのタイアップにより、地域特性に応じた適正な役割を担い、相互に補完・連携し合いながら総合的な発展を図る必要がある。

また、本市は、県都松山市の近郊という立地条件を最大限に發揮し、四国縦貫自動車道伊予インターチェンジ・中山スマートインターチェンジ、国道56号・378号、伊予鉄道郡中線、中山・双海の両地域に延びるJR予讃線など利便性の高い交通ネットワークを活用して、農林水産物の供給・交流拠点・地域間の交流等にその発展の可能性が大である。

伊予灘の碧・栗林の翠・夕日の茜の3つの色を持つ「まち」が合併した伊予市は、松山近郊の田園から瀬戸内の美しい海岸や秦皇山をはじめとする緑豊かな山々の多様な自然環境が整う中で、地域が受け継いできた固有の文化や資源を尊重しながら、それらをうまく融合させることで、今後、魅力は増大し、継続的な発展が期待されている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

昭和30年、昭和の大合併により旧伊予市・中山町及び双海町は発足した。その当時の人口は、伊予市30,031人・中山町10,111人・双海町10,668人・合計50,810人であったが、その後旧中山・双海町では急速な過疎化が進行し、令和2年の国勢調査では、伊予地域29,209人・中山地域2,543人・双海地域3,381人・合計35,133人となり、中山・双海両地域は町発足時から65%以上減という厳しい状況にある。昭和30年から令和2年までの65年間で見てみると、伊予地域は、マイナス2.8%と若干の減少となっているものの、中山地域は72.1%、双海地域は66.0%と減少幅が大きく、全体では28.5%の減となっている。

年齢別人口の推移を見てみると、全域において年少人口及び生産年齢人口の減少が目立ち、特に若者の農村離れと少子化が相乗して年少人口は、昭和35年の16,566人から令和2年には4,295人と当時の4分の1程度にまで減少しており、また、若年者数は、昭和35年に11,015人であったものが、令和2年には3,907人と35%程度に落ち込んでいる。

一方、老人人口は、増加の一途にあり、昭和35年の3,746人から令和2年には11,996人と3倍以上にまで急増している。

また、地域活力の指標である若年者比率は22.4%から11.1%に減少し、反対に高齢者比率は7.6%から34.1%へと増加し、逆転現象をおこしている。

この現象を市域単位で見てみると、どの地域でも同様の傾向で、伊予地域の昭和35年の年少人口が9,586人であったのに対し、令和2年には3,941人と6割近く減少し少子化現象を顕著に物語っている。また、若年者比率は12.0%と平成7年までの増加傾向から減少傾向に転じている。一方、高齢者

人口は、2,190人であったものが、8,918人と4倍強に激増し、高齢者比率は30.5%となっている。

この現象は周辺部において特に顕著で、旧中山町の昭和35年の年少人口は、3,505人であったが、令和2年には121人と3.4%にまで減少し、若年者比率も6.7%と減少し続けている。一方、高齢者数は、740人から1,404人と倍増し、高齢者比率が55.2%となるなど深刻な状況にある。旧双海町でも同じように、年少人口は、昭和35年の1,352人から令和2年には233人と約83%減少し、高齢者人口は、1,085人から1,674人と約55%増加し、若年者比率が7.3%と大きく下がる一方、高齢者比率は、49.5%と高い数値となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、今後、従来の社会減に加えて、自然減がますます進展していく現況下にあって、若年者を含む生産年齢人口は減少傾向となり、平成27年では55.9%であるが、令和27年には48.4%となる見込みである。一方高齢化率は今後もますます増加すると予想され、令和27年には、対平成27年比のプラス8.8%、実に4割超の人口が65歳以上となると推定している。その人口構成に多くの問題を抱えることが予想される。今後も少子高齢化が一段と進むと予測される。急激な人口の増加は困難であると思われ、若者の定住化対策の強化・就業環境の整備や産業基盤の活性化などによる内発力を高め、U・I・Jターンを主とする外部からの人口吸引を誘発することによって、地域社会の持続的発展に努めて行くことが極めて重要である。

表1－1(1)人口の推移（国勢調査）

| 区分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|------------------|-------------|-------------|-----------|-----|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|
| | 実数 | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 49,106 | 人 45,526 | % △7.3 | | 人 42,612 | % △6.4 | 人 41,537 | % △2.5 | 人 42,842 | % 3.1 |
| 0歳～14歳 | 16,566 | 13,065 | △21.1 | | 10,640 | △18.6 | 9,601 | △9.8 | 9,402 | △2.1 |
| 15歳～64歳 | 28,794 | 28,543 | △0.9 | | 27,595 | △3.3 | 27,072 | △1.9 | 27,873 | 3.0 |
| うち15歳～ 29歳(a) | 11,015 | 10,269 | △6.8 | | 9,496 | △7.5 | 8,893 | △6.4 | 8,248 | △7.3 |
| 65歳以上 (b) | 3,746 | 3,918 | 4.6 | | 4,377 | 11.7 | 4,863 | 11.1 | 5,564 | 14.4 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 22.4 | % 22.6 | — | | % 22.3 | — | % 21.4 | — | % 19.3 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 7.6 | % 8.6 | — | | % 10.3 | — | % 11.7 | — | % 13.0 | — |

※総数には年齢不詳を含む

| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 42,306 | % △1.2 | 人 41,516 | % △1.9 | 人 41,064 | % △1.1 | 人 40,505 | % △1.4 | 人 39,493 | % △2.5 |
| 0歳～14歳 | 8,699 | △7.5 | 7,506 | △13.7 | 6,587 | △12.2 | 6,008 | △8.8 | 5,404 | △10.1 |
| 15歳～64歳 | 27,391 | △1.7 | 26,745 | △2.4 | 25,971 | △2.9 | 25,002 | △3.7 | 23,904 | △4.4 |
| うち15歳～ 29歳(a) | 7,433 | △9.9 | 7,153 | △3.8 | 7,136 | △0.2 | 6,747 | △5.5 | 5,941 | △12.0 |
| 65歳以上 (b) | 6,216 | 11.8 | 7,262 | 16.8 | 8,506 | 17.1 | 9,481 | 11.5 | 10,185 | 7.4 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 17.6 | — | % 17.2 | — | % 17.4 | — | % 16.7 | — | % 15.0 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 14.7 | — | % 17.5 | — | % 20.7 | — | % 23.4 | — | % 25.8 | — |

| 区分 | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 38,017 | % △3.7 | 人 36,827 | % △3.1 | 人 35,133 | % △4.6 |
| 0歳～14歳 | 4,927 | △8.8 | 4,609 | △6.5 | 4,295 | △6.8 |
| 15歳～64歳 | 22,506 | △5.9 | 20,602 | △8.5 | 18,720 | △9.1 |
| うち15歳～ 29歳(a) | 5,134 | △13.6 | 4,595 | △10.5 | 3,907 | △15.0 |
| 65歳以上 (b) | 10,558 | 3.7 | 11,556 | 9.5 | 11,996 | 3.8 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 13.5 | — | % 12.5 | — | % 11.1 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 27.8 | — | % 31.4 | — | % 34.1 | — |

※総数には年齢不詳を含む

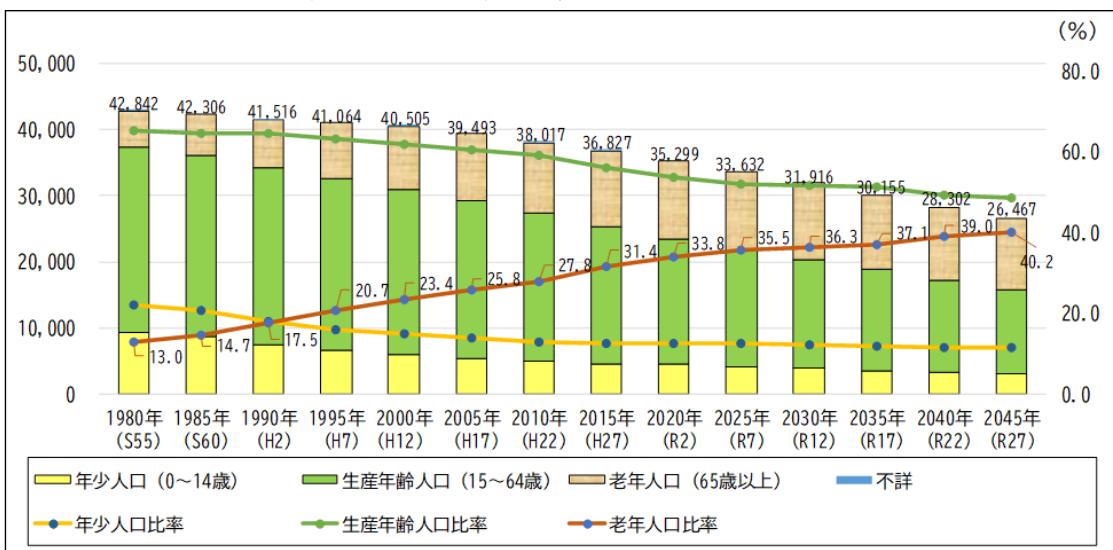
表1－1(2)人口の推移（住民基本台帳）

| 区分 | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | |
|-----------------|-------------|------|--------|-------------|------|-----------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (外国人住民除く) | 人 40,909 | — | % — | 人 39,540 | — | % △3.3 |
| 男 (外国人住民除く) | 19,259 | 47.1 | — | 18,562 | 46.9 | △3.6 |
| 女 (外国人住民除く) | 21,650 | 52.9 | — | 20,978 | 53.1 | △3.1 |
| 参考 | 男 (外国人住民) | 42 | 24.3 | — | 37 | 17.3 |
| | 女 (外国人住民) | 131 | 75.7 | — | 177 | 82.7 |
| | | | | | | 35.1 |

| 区分 | 平成27年3月31日 | | | 令和2年3月31日 | | |
|-----------------|-------------|------|-----------|-------------|------|-----------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (外国人住民除く) | 人 38,251 | — | % △3.3 | 人 36,492 | — | % △4.6 |
| 男 (外国人住民除く) | 17,977 | 47.0 | % △3.2 | 17,243 | 47.3 | % △4.1 |
| 女 (外国人住民除く) | 20,274 | 53.0 | % △3.4 | 19,249 | 52.8 | % △5.1 |
| 参考 | 男 (外国人住民) | 52 | 26.9 | 40.5 | 80 | 29.5 |
| | 女 (外国人住民) | 141 | 73.1 | △20.3 | 191 | 70.5 |
| | | | | | | 35.5 |

表1－1(3)人口の見通し(人口ビジョン)

将来人口推計一年齢3区別人口の見通し



(出所 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「平成30年推計」)

イ 産業の推移と今後の動向

産業別就業者数を見てみると、昭和35年では、第1次産業11,615人・第2次産業4,437人・第3次産業6,278人と第1次産業の占める割合が最も大きかったが、平成27年には第1次産業が2,641人と77.3%減少し、第3次産業が6,278人であったものが、平成27年には10,613人に増加し、全体に占める割合が58.0%と最も高い比率を占めるようになった。

こうした産業構造の変化は、高度経済成長期を経た昭和50年頃から現れており、年々第1次産業から第2次・第3次産業の割合が増加し、既に平成12年には第3次産業の占める割合が約50%となっていった。同様に生産額でも、平成28年の第1次産業生産が11.4%に対し、第2次産業が41.9%、第3次産業が46.7%と、就業体系・生産額とともに第2次・第3次産業に大きく依存するようになっている。

これらのことことが農業農村の衰退・低迷と若者の地域外流出に密接に関わっているといえ、特に大規模雇用が可能な企業を抱えず雇用の場に乏しい中山間地域の中山・双海地域が、過疎化へ進行したものと関連付けられる。

また、平成27年国勢調査による就業人口における第1次産業の割合は、中山地域35.4%・双海地域31.9%で年々減少傾向にあるものの、県下平均の7.3%を大きく上回っている。

人口の年齢別構造からして、高齢者が第1次産業に大きく依存していることが顕著である。

所得調査における生産額も、中山・双海地域ともに低く、経済的に厳しい状況にあるが、地域性・立地条件などから今後とも第1次産業に依存した構造は続くものと思われ、第1次産業の振興なくしては豊かで活力あるまちづくりは望めない。

これまで、数次の過疎対策により、基盤条件整備や地域間交流等による農村活性化施策を行い、一定の成果を上げてきた。しかし、まだまだ十分な効果が得られたとは言えず、合併によってさらに地域が取り残され、ますます過疎化が進行する懸念も抱えているなど、今後の取組が極めて重要である。

これまで進めてきた過疎対策の取組を承継しながら、旧来から地域経済を支えてきた第1次産業の振興を軸とし、第2次・第3次産業と有機的に連携する交流施設や流通施設を整備するなど、総合的かつ持続可能な産業振興を図るものとする。

表1－1(4)産業別人口の動向（国勢調査）

| 区分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|---------------|-------------|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|----------|----|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 |
| 総数 | 人 22,333 | 人 21,775 | % △2.5 | 人 22,399 | % 2.9 | 人 21,040 | % △6.1 | 人 21,965 | % 4.4 | |
| 第一次産業 就業人口 | 11,615 | 10,167 | — | 9,403 | — | 7,292 | — | 6,661 | — | |
| 第二次産業 就業人口 | 4,437 | 4,624 | — | 5,400 | — | 5,669 | — | 6,299 | — | |
| 第三次産業 就業人口 | 6,278 | 6,967 | — | 7,586 | — | 8,007 | — | 8,980 | — | |

| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|---------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 21,554 | % △1.9 | 人 21,226 | % △1.5 | 人 21,379 | % 0.7 | 人 20,544 | % △3.9 | 人 19,846 | % △3.4 |
| 第一次産業 就業人口 | 6,066 | — | 5,121 | — | 4,395 | — | 3,894 | — | 3,676 | — |
| 第二次産業 就業人口 | 6,251 | — | 6,539 | — | 6,842 | — | 6,434 | — | 5,393 | — |
| 第三次産業 就業人口 | 9,223 | — | 9,565 | — | 10,133 | — | 10,169 | — | 10,706 | — |

※総数には分類不能の産業を含む

| 区分 | 平成22年 | | 平成27年 | |
|---------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 18,477 | % △6.9 | 人 18,310 | % △0.9 |
| 第一次産業 就業人口 | 2,945 | — | 2,641 | — |
| 第二次産業 就業人口 | 4,751 | — | 4,566 | — |
| 第三次産業 就業人口 | 10,600 | — | 10,613 | — |

※総数には分類不能の産業を含む

(3) 行財政の状況

本市は、人口減少に加え、大企業や商業集積地区が少ないなどの要因により財政基盤が弱く、令和元年度の財政力指数は0.42と類似団体の平均(0.40)を0.02ポイント上回るもの、県下の平均(0.43)を下回る状況で、各種事業及び地域振興施策の推進には国庫及び県費補助や地方債に依存するところが大である。

こうした財政事情の下、産業基盤の振興・交通通信体制の整備・情報化及び地域間交流の促進・生活環境の整備・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・医療の確保・教育の振興・地域文化の振興等・集落の整備など各種の地域振興施策の推進に努め、これまで一定の成果を上げてきたが、一方ではこれら公共投資により地方債残高が増加するとともに、社会保障関係経費の増加で経常収支比率が押し上げられており、財政の硬直化が進んでいる。

さらには、自主財源の乏しい中で収入の3割を占める地方交付税が合併算定替特例の終了に伴い大幅に減少した一方で、子育て支援・雇用創出・定住促進といった人口減少対策をはじめ、行政需要は拡大しており、財政運営に一段と厳しさが増すことは必至の状況となっている。

しかしながら、本市全域において、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地・森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっており、更なる取組が極めて重要である。

のことから本市では、行財政改革の更なる推進と住民自治による参画と協働の仕組みを更に拡充していくとともに、地域間の均衡ある発展に配慮しながら、広域的・総合的な事業の見直しにより、計画的・効率的な財政運営を推進し、総合計画及び公共施設等総合管理計画とも整合を図りながら、健全な財政基盤の基に持続的発展計画を推進することとする。

表1－2(1)財政の状況

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 18,433,810 | 19,681,833 | 20,397,370 |
| 一般財源(臨時財政対策債含む) | 14,062,824 | 13,156,742 | 12,497,784 |
| 国庫支出金 | 2,344,076 | 1,995,051 | 3,224,702 |
| 都道府県支出金 | 877,366 | 1,022,492 | 1,621,327 |
| 地方債(臨時財政対策債除く) | 794,000 | 2,663,500 | 2,189,300 |
| うち過疎債 | 383,600 | 429,000 | 654,500 |
| その他 | 355,544 | 844,048 | 864,257 |
| 歳出総額 B | 16,773,680 | 18,547,893 | 19,475,326 |
| 義務的経費 | 7,072,432 | 6,720,883 | 7,207,816 |
| 投資的経費 | 2,178,483 | 3,771,152 | 4,645,799 |
| うち普通建設事業 | 2,173,633 | 3,751,351 | 4,262,693 |
| その他 | 7,522,765 | 8,055,858 | 7,621,711 |
| 過疎対策事業費 | 690,108 | 569,142 | 1,278,918 |
| 歳入歳出差引額C(A-B) | 1,660,130 | 1,133,940 | 922,044 |
| 翌年度へ繰越すべき財源D | 177,212 | 291,159 | 289,472 |
| 実質収支 C-D | 1,482,918 | 842,781 | 632,572 |
| 財政力指数 | 0.42 | 0.43 | 0.42 |
| 公債費負担比率 | 15.1 | 14.5 | 13.4 |
| 実質公債費比率 | 14.1 | 9.1 | 8.3 |
| 起債制限比率 | 8.2 | — | — |
| 経常収支比率 | 85.6 | 88.7 | 89.7 |
| 将来負担比率 | 81.4 | 61.2 | 64.1 |
| 地方債現在高 | 16,809,007 | 20,670,749 | 23,751,508 |

表1－2(2)主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和45 年度末 | 昭和55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成12 年度末 |
|----------------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 市町村道 | | | | |
| 改良率(%) | — | — | 41.4 | 49.7 |
| 舗装率(%) | — | — | 81.5 | 84.8 |
| 農道 | | | | |
| 延長(m) | — | — | — | — |
| 耕地1ha当たり農道延長(m) | — | — | 96.0 | 88.1 |
| 林道 | | | | |
| 延長(m) | — | — | — | — |
| 林野1ha当たり林道延長(m) | — | — | 10.4 | 6.9 |
| 水道普及率(%) | — | — | 82.5 | 87.0 |
| 水洗化率(%) | — | — | 5.9 | 29.8 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数(床) | — | — | 13.3 | 12.5 |

| 区分 | 平成22 年度末 | 平成25 年度末 | 令和元 年度末 |
|----------------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道 | | | |
| 改良率(%) | 55.1 | 55.9 | 57.1 |
| 舗装率(%) | 87.6 | 87.9 | 88.4 |
| 農道 | | | |
| 延長(m) | 6,623 | 6,623 | 301 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m) | — | — | — |
| 林道 | | | |
| 延長(m) | 81,779 | 82,259 | 83,867 |
| 林野1ha当たり林道延長(m) | — | — | — |
| 水道普及率(%) | 90.8 | 91.1 | 93.6 |
| 水洗化率(%) | 63.5 | 66.5 | 90.4 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数(床) | 9.5 | 9.7 | 9.0 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、新市建設計画、第1次総合計画、第2次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、過疎地域自立促進計画の下、少子高齢化・若者の人口流出・農林水産業の衰退など、様々な要因からくる過疎対策のための各種施策に取り組んできた。

しかしながら、これまで続けてきた少子・高齢化、後継者不足、人口減少など深刻な過疎化に歯止めがかかるらず、特に合併により周辺部となった地域の衰退が加速され、結果として市全体の活力が低下し、行政の負荷が重くなり、サービスの悪化へと連鎖することも懸念される。

こうしたことから、それぞれの地域で育んできた文化やまちづくりの実績、地域特性などを尊重し、これら地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指すとともに、市域全体の持続的発展を図るため「まち・ひとともに育ち輝く伊予市」を基本目標に、人材の確保及び育成、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域間格差の是正並びに美しく個性豊かな地域の形成のため、総合的かつ計画的な対策に取り組むこととする。

未来戦略1 3万人が住み続けたくなる環境をつくります

基本目標1 快適空間都市の創造

- 1-1 住みやすい都市空間づくり
- 1-2 人に優しい道路・交通体系づくり
- 1-3 情報化社会に対応した基盤づくり
- 1-4 安らぎのある住環境づくり
- 1-5 潤いのある水環境づくり
- 1-6 安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり
- 1-7 循環型社会構築に向けた環境づくり

基本目標2 健康福祉都市の創造

- 2-1 次代を担う子どもたちの育成支援
- 2-2 生涯にわたる健康づくり
- 2-3 健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践
- 2-4 心の通った社会福祉の推進

基本目標3 生涯学習都市の創造

- 3-1 学校教育環境の整備・充実
- 3-2 誰もが平等な社会づくり
- 3-3 生涯にわたり学習できる環境づくり
- 3-4 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興
- 3-5 個性豊かな文化の振興

未来戦略2 3万人を支える産業を育てます

基本目標4 産業振興都市の創造

- 4-1 魅力ある農業の振興
- 4-2 持続的な林業・水産業の振興
- 4-3 活力ある商業・工業の振興
- 4-4 賑わいのある観光の振興
- 4-5 食と食文化を生かしたまちづくり

未来戦略3 3万人の力を結集できる意識改革を行います

基本目標5 参画協働推進都市の創造

- 5-1 市民が主役のまちづくり
- 5-2 男女共同参画社会の実現
- 5-3 効率的で透明性の高い行財政運営

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市の持続的な発展を支えるためには、3万人という人口を今後も維持していくことが重要である。令和3年3月に改定した人口ビジョンに掲げた本市の目標人口、令和22年に31,000人、令和42年に28,000人を達成するため、本計画の期間内に達成すべき基本目標を次頁のとおり設定する。

ア 人口に関する基本目標（ひと）

| 人口に関する基本目標 | 単位 | 現状把握値 | 目標値 |
|-----------------|----|-------------------------|--------|
| 令和8年3月31日現在の総人口 | 人 | 36,301 (令和3年3月31日現在) | 34,500 |
| 移住希望者の年間訪問件数の増加 | 件 | 69 (令和2年度) | 100 |

イ 生活環境の向上に関する基本目標（まち）

| 生活環境の向上に関する基本目標 | 単位 | 現状把握値 | 目標値 |
|-------------------------|----|------------------|------|
| 上水道基幹管路の耐震化の向上 | % | 43.3 (令和元年度) | 57.4 |
| 条件不利地における光ファイバ未整備エリアの解消 | % | 59.3 (令和3年5月) | 0.0 |

ウ 経済環境の充実に関する基本目標（しごと）

| 経済環境に関する基本目標 | 単位 | 現状把握値 | 目標値 |
|--------------------------|----|-----------------|-------|
| 商業事業所数の減少抑制 | 件 | 434 (平成28年度) | 400以上 |
| コワーキングスペース、リモート対応オフィスの整備 | 件 | 0 (令和3年度) | 1以上 |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市の持続的発展に関する取組は、全て総合計画に基づく施策・事務事業として実施するものであり、その進捗や達成状況の評価等については、既存の行政評価（施策評価・事務事業評価）の制度を活用し、総合計画と一体的に実施する。これにより、記載事業をはじめとする計画全体の進捗状況については、毎年、市民意見公募や行政評価委員会による外部評価、議会報告等の過程を経て、その結果はホームページ等による積極的な情報公開により広く周知を図られることとなる。

このように、本市の取組の客観性や透明性を持たせるための仕組みを引き続き実施するほか、2年に1回の市民満足度調査の継続実施により、効果的かつ効率的な行政経営の推進に努める。

また、今後も続く、人口減少や少子高齢化を起因とした多くの地域課題に対して、ヒト・モノ・カネなどの限られた経営資源を投入していくためにも、PDCAサイクルによる検証と改善に努めていく必要がある。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市は、昭和40年代後半から平成に入るまでの期間に、建物系公共施設を集中して整備してきた。昭和56年の新耐震基準以前に建築された施設は全体の34.5%を占めている。建築後30年を越える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、公共施設にかかる課題として以下の点が挙げられる。

- ・ 施設の老朽化
- ・ 財源の不足
- ・ ニーズの変化

上記の課題に対し、伊予市公共施設等総合管理計画において、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算も踏まえ、以下の基本方針が設定されている。

- ア 施設利活用の促進
- イ 新規整備は原則として行わない
- ウ 施設の複合化を検討し、ニーズに応じた機能の存続を図る
- エ 将来の施設の更新費用を縮減する
- オ 計画的なインフラ資産管理を行い、費用負担の縮減及び平準化を図る

本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、伊予市公共施設等総合管理計画に適合しており、必要な施設整備に当たっては、既存の施設の活用や施設機能の複合化など、「新しく造ること」から「賢く使うこと」を重点的に検討しながら、過疎対策事業を適切に推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

過疎地域は、人口減少と少子高齢化の急速な進展や地域を支える産業の衰退に伴い、特に若者を中心とした人口流出に歯止めがかかるず、地域の担い手不足が深刻化している。

こうした課題に対し、都市部からの多様な人材の確保による移住・定住の促進や地域の担い手となる人材の育成、過疎地域とその他の地域間の継続的な交流を促進することにより、過疎地域の持続的発展を図るものとする。

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

本市では、平成23年度から総務省所管の地域おこし協力隊制度を活用し、都市部から地域おこし協力隊員を受け入れ、地域おこし活動や移住促進に力を注いでいる。平成27年度に策定した「ますます、いよし。移住・定住推進アクションプラン」に基づき、平成29年度に伊予市移住サポートセンター「いよりん」を設置し、市内各地で活動する住民組織による移住者受け入れの活動の支援や移住フェア等でのPRにより、徐々に移住者が増加している。

また、人口減少社会の都市と地方の関係において、首都圏の若者を中心に大都市での暮らしの不安などから、地方での暮らし方、働き方に关心が高まり、多様な方法で地方との関係性を深めていく「関係人口」と呼ばれる人々が増加し、地方都市の活性化に寄与している。加えて、住民にとっての豊かさの創出が、移住を求める人々にとっての重要な選択要素であることを踏まえ、いかに選択される地域づくりを進めていくかが重要となっている。

このような現状を踏まえ、地域活性化の牽引力である若者や都市部に住む人の移住を促進するため、移住者の受入環境整備はもとより、本市の豊かな自然と松山市近郊という利点を生かした地域間交流を推進し、交流人口から関係人口、定住人口に至るまでの切れ目のない取組を進めが必要となっている。

イ 人材育成

人口の減少や高齢化の進展による地域の担い手不足が深刻化し、集落機能が著しく低下し、集落自体の存続が懸念される地区が生じている。過疎地域の持続的発展を図る上では、地域づくりの牽引役となるキーパーソンや地域の新たな担い手となる人材の育成を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

地域活性化の牽引力である若者や都市部に住む人の定住・定着につながる取組を進める。

U・I・J ターンを促進するため、地域の合意と協力の元、空き家の借り上げや改修などをを行い、都

市部からの移住者の受入体制の充実に取り組む。また、市内各地で活動する住民組織による移住者受け入れの活動の支援や地域の魅力や生活関連情報の提供などを効果的に進めるため、移住サポートセンターと関係団体・機関との情報共有を図り、更なる連携強化に努める。

また、恵まれた自然環境・歴史文化資源を有し、松山市近郊に位置する本市の地理的・社会的優位性を最大限に活用し、都市部から訪れる交流人口の増加や多様な方法で、地方との継続的に関わる関係人口の増加を図る。

また、愛媛県・市町による連携取組や松山圏域連携中枢都市圏による圏域の一体的な取組により、県下の共通する地域課題である人口減少等への対策を進め、地域社会の持続的な発展を図る。

- ・ 移住サポートセンターによる移住者への相談支援体制や関係者間のネットワークなどの受入体制の充実に取り組む。
- ・ 住民組織による移住者受け入れの活動を支援し、地域の担い手の増加を図る。
- ・ 空き家の活用を積極的に進め、遊休農地などの土地利用の問題解消と併せて積極的な誘導と促進策を展開し、移住者の持ち家志向等の需要への対応に努める。
- ・ 若者の定住を促進する優良賃貸住宅の整備を推進し、良好な街並みの形成や美しい景観の創出を図るなど、都市部に転出した若者が戻りたいと思える住環境整備を行う。
- ・ 恵まれた地域資源や立地を生かした地域間交流を促進し、交流人口・関係人口の増加による地域活力の維持に努める。
- ・ 都市部との多様な地域間交流を促進するため、多様化するニーズに対応した拠点施設の整備に努める。
- ・ 愛媛県・市町の連携体制により、インターネット情報や都市部での移住フェア等の機会をとした魅力発信や、相談窓口の連携による移住者の受入環境の充実に取り組む。
- ・ 松山圏域連携中枢都市圏の取組において合同の移住フェアを開催するなど、圏域全体の魅力発信や移住者の受け入れに取り組む。

イ 人材育成

引き続き地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を効果的に導入し、地域おこし活動や移住促進、関係人口の創出などに取り組むことで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。また、大学との連携により、地域住民の課題解決を促進し、地域人材の育成を図る。

- ・ 地域おこし協力隊制度をはじめとした外部人材を効果的に導入し、その定住・定着を図りながら、地域力の維持・強化を図っていく。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--|---|--------------------------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (2) 地域間交流 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 中山交流センター施設改修事業 ‣ 下灘コミュニティセンター空調設備更新事業 ‣ 移住・定住に関する推進体制整備支援事業 　　移住定住支援業務委託 ‣ 移住・定住に関する環境整備支援事業 　　空き家改築N=15 | 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 | |

3 産業の振興

産業は、過疎地域の持続的発展を促す上で最も大切な分野と捉え、本市の持つ恵まれた自然や豊富な農林水産物など地域に存在する優れた資源を見直し、それらを有効に活用しながら各種の産業を興起し、就業の場としての魅力を創出し、若年者の定住化を促進することを目的として、その振興策に取り組むものとする。

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市は、瀬戸内式の温暖な気候に恵まれていることから、水田中心の平地から果樹栽培が盛んな中山間地において地形や気候の特色を生かした農業が営まれている。平地の水田地帯では、県産米の採種は場を有するなど、高品質な水稻やはだか麦の安定供給を担っているほか、ナスやソラマメ等の栽培が盛んである。

中山間地の樹園地では、その大部分が起伏の多い山腹や傾斜面を利用するなどの不利な耕作条件であるが、愛媛果試第28号（紅まどんな）や甘平等の果樹栽培が盛んであり、中でもキウイフルーツは県内最大級の産地である。

令和2年の農家数は1,985戸、その内、販売農家数1,312戸、自給的農家数673戸、経営耕地面積は1,373 haである。また、農業従事者数は2,866人であり、その年齢別構成は、15歳から29歳が72人（2.5%）、30歳から49歳が301人（10.5%）、50歳から64歳が689人（24.0%）、65歳以上が1,804人（62.9%）である（2020年農業センサス）。

平成27年の農家数は2,347戸、その内、販売農家数は1,591戸、自給的農家数は756戸、経営耕地面積は1,625haである（2015年農林業センサス）。

本市の農業・農村を取り巻く状況は、平成27年から令和2年までの5年間で農家数は15.4%、経営耕地面積は15.5%減少しており、農業者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷と生産資材の高騰による所得の伸び悩み、農道やため池などの農業施設の老朽化に伴う維持管理費の増大等と合わせ、大変厳しいと言える。

また、加工施設等において、地域産物の有効利用、女性や高齢者の能力発揮の場として地域活性化の一翼を担っていたものの、稼働率は年々下がっている。

農業者の年齢構成を見ても、若年層の就業者は極めて少なく、65歳以上が6割を超える状況となり、販売農家による経営形態が7割を切ることから、多様な担い手の確保、農地の集約化、後継者の育成など今後の対策が急がれる。

また、耕作を支える労働力が減少し農地の適切な管理が難しくなると、遊休農地が有害鳥獣の温床となり、農作物への被害拡大、営農意欲の減退という悪循環に陥れば、農地の荒廃による多面的機能の低下につながりかねない。

高齢化や担い手不足が深刻化し、農村の活力低下が憂慮される中、地域の活性化を図るには、集落や産地が主体になって行政や関係団体と連携し十分な話し合いを行いながら、農地の維持・集積、農業用施設の新設・改修などの問題解決に取り組むことが肝要である。

そして、農業の持続的な発展と次世代への継承を目指すには、農業所得の確保が大切であることから、地域特性に合った新品種の導入や他産地と張り合える強靭な生産体制の構築など、「儲かる農業」の展開により、活力ある農村の実現を図る必要がある。

イ 林業

令和2年の林野面積は11,500haで、林野率は59%となっており、ほとんどが私有林である（愛媛県今治松山地域森林計画書（R3.4.1樹立））。

森林は、木材の供給という経済的機能のほか、水源涵養等の公益的機能と、最近特に注目を浴びている保健休養機能など多面的な機能を有しているが、木材価格の低迷や過疎化による後継者不足、林業従事者の高齢化等により山林の手入れ不足が生じ、風水害等により森林の荒廃が進行し、水源涵養機能の低下等の影響が懸念されている。

また、人工林のうち伐採期を迎えるものが今後増えていくが、手入れ不足のため品質の良い木材が供給できなくなるおそれがある。

ウ 漁業

令和2年の漁業就業者数は148人で、155隻の漁船が伊予灘を漁場として小型底びき網・巾着網・建て網・サワラ流し網・ローラー吾智網等が行われている（令和2年漁港の港勢調査）。

近年、漁業の生産量は、資源の乱獲・海の汚染・漁場の競合など漁業資源の減少とともに減少傾向にある。さらには、魚価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化、燃油の高騰など、本市の水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

エ 商業

平成28年の事業所数は434となっている。その内、卸売業が80で、小売業が294、その他が60である（平成28年経済センサス活動調査）。

伊予地域はかつて、市の中心部である灘町が商店街として栄えてきたが、国道や松山自動車道といった交通インフラの整備や消費者ニーズの変化とともに、国道沿線への郊外型大型店舗の出店が相次ぎ、衰退の一途をたどることとなった。このような状況を開拓するため、伊予市中心市街地活性化基本計画を策定、各種の振興策の一環として第三セクター「まちづくり郡中」を設立するとともに、JR伊予市駅前に街の交流拠点施設「町家（まちや）」を拠点として整備し、新規集客の定着と新規出店者の育成に努めてきたが、空き店舗の解消や中心市街地の求心力の回復には至っていない。

中山地域は、かつて宿場町として様々な業種の商店で賑い、また、双海地域では、灘町、上・下浜地区を中心に小規模な商店が営業活動を行ってきたが、伊予地域も含め、若者の流出による地域全体の過疎化・高齢化の進行に伴う購買力の低下に加え、商業者自身の高齢化と後継者不足による経営力の弱体化に伴い、商店街としての共同事業の担い手も減少するなど、商業環境は厳しい状況を迎えており、

また、近年では、近隣市町にオープンした大型ショッピングモールへの顧客流出やインターネッ

トショッピングの普及による顧客の小売店離れ等の影響から、伊予市の商業全体が苦境に立たされている。

オ 工業

平成28年の事業所数は138となっている(平成28年経済センサス活動調査)。

伊予地域は、地理的・歴史的要因もあり水産加工業や製材業が盛んであった。しかし、近年の道路網の整備、特に、国道の拡幅や四国縦貫自動車道の開通・延伸により、工業立地の環境が変化してきた。こうした状況下、農工法の適用を受け、郊外に4箇所の工業団地を造成した上で優良企業を誘致し、地域経済の維持と雇用創出に努めてきた。また、愛媛県所有の湊町臨海埋立地では、長年の懸案であった未売却区画が解消され、今後は同地を活用した更なる事業拡大、雇用促進が期待されている。

中山地域は、食品加工業を中心とする地場産業のほか、電機・プラスチック関連企業やハイテク企業を誘致し、就業機会の拡大が図られてきたが、既立地企業の事業拡大及び新規企業の進出に対応可能な工業用地が不足していることから、雇用情勢は停滞している。

双海地域は、水産加工業を中心に操業しているが、零細企業が多く、地域内での就業の機会が少ないのが現状である。

市内のまとまった土地については概ね工場等の誘致が完了する中、今後はインターネット環境の整備等により小規模かつ優良な事業所の進出を後押しする必要がある。

また、施設の老朽化や事業拡大に伴う移転先や増設先を検討する事業者も見られるため、そうした事業者を確実に市内に留置していくための取り組みについても求められている。

カ 情報通信産業その他の産業の振興

過疎地域は情報通信産業が事業として活用可能な情報インフラが十分でなく、近年まで域内において情報通信産業を生業とする事業者は、ほとんど見られない。近年では、ICTの提供エリア拡充や機能向上が図られ、場所にとらわれず仕事ができる環境が進んでいるが、他産業同様、ICT事業者の誘致・育成と人材確保の問題が挙げられる。

キ 観光及びレクリエーション

社会情勢や人々の価値観の変化に伴い、観光やレクリエーションの形も多様化、個性化が進んでいる。外国人観光客の増加はもちろんのこと、仕事と休暇を兼ね、観光地で働きながら休暇を取るという新たな過ごし方も生まれている。また、観光地を訪れるだけでなく、サイクリングや農業体験などの体験メニューに瘾を求める人も増えている。

本市には、海と山の調和の取れた自然豊かな環境、心が落ち着くスポットが点在している。

伊予地域には、谷上山や森林公园、五色浜やしおさい公園、伊豫岡八幡神社や伊豫稻荷神社など、美しい景観と歴史をもつ観光名所があり、季節ごとに様々な楽しみ方ができる。

中山地域には、栗の里公園・花の森ホテル・秦皇岛森林公园など、恵まれた自然環境を生かした

施設が整備されており、特に平成30年度に大規模改修を行い、道の駅「なかやま」として認定を受けたなかやまクラフトの里は今後の有効活用が期待されている。

双海地域には、かつて「日本で一番海に近い駅」として広く知られるJR下灘駅があり、県内外から多くの来訪者があり、特徴的な風景を楽しむことができる。JR四国が運行する観光列車「伊予灘ものがたり」の停車駅としても人気を博している。また、ふたみシーサイド公園（道の駅「ふたみ」）が令和3年5月に大規模改修を経て、リニューアルオープンし、観光振興・地域活性化の拠点として更なる発展が期待されている。

このように、本市には多くの魅力的な観光資源があり、各地域にはまだ広く知られていない資源も潜在していると想定されるが、観光客にはそれぞれの資源が個別の「点」で捉えられているのが現状であり、市内の観光ルートとしての「線」や観光地伊予市という「面」では捉えられない。また、観光客の増加に伴い、近隣住民との摩擦があるほか、来客数の増加に経済効果が伴わないという課題も散見される。

今後は、点在する地域資源を生かし、広域的な観光を促すとともに、参加・体験型の観光メニューを強化する必要がある。

(2) その対策

ア 農業

農業従事者の高齢化、人口減少に伴う後継者不足等の課題に対し、関係機関と連携したサポート体制による新規就農者の確保、就農後の農業経営支援による定着化を図り、将来にわたって地域農業を担う、中心経営体としての農業担い手の確保に努める。

遊休農地の解消や持続可能な農地利用の推進のため、日本型直接支払制度の活用や、利用実態を的確に把握しながら、効率的な農地利用やスマート農業の実現に向け、農地集積、集約化を進めるとともに、集落営農組織育成や農業法人等の参入促進を図る。

有害鳥獣による農作物被害や市街地における出没等の課題については、獣友会との連携体制を強化して、効果的・効率的な捕獲の実施、地域と一体となった防護、追い払いを行うとともに、捕獲従事者の確保、育成に努める。

地域の特性を生かした6次産業化や地産地消の促進、グリーン・ツーリズムの推進など、都市との交流促進を図る。

全国及び県下でも有数の果樹産地として、柑橘・栗・ビワ・キウイフルーツ等既存の基幹作物の維持・発展を図るため、地場出荷を主体とする中小産地を育成するなど、地域特産物のイメージアップに取り組み、個性的かつ安定的な産地化・地域ブランド化を推進する。また、愛媛果試第28号（紅まどんな）、甘平や愛媛果試第48号（紅プリンセス）等、愛媛を代表する高級柑橘の産地拡大強化を図る。

米麦生産についても、県育成米「ひめの凜」の生産拡大を図るほか、担い手育成、兼業農家や高齢者、女性の労働力を増加させ、農地の集積・集約を進めるとともに、高齢者や女性でも取り組める比較的軽量かつ高収益作物への転換を含め推進することで、生産性及び収益性の向上を図る。

また、農業用施設については、農道、用・排水施設、ため池などの老朽化対策を図る。

以上のような施策を展開し、農業と共に生き、地域の持続的発展を目指す目標を次のとおり設定する。

(ア) 生産基盤の整備

- ・ 農村景観に配慮しながら、計画的な区画整理・流動化等による規模拡大や取水施設等の整備などにより、優良農地の維持を図る。
- ・ 幹線農道の整備を行い、農道ネットワークの確立を図る。
- ・ 災害等による農地の崩壊及び農業用施設の損壊防止のため、農地保全対策・ため池等改修・防災施設整備などの事業を推進する。
- ・ 高能率生産組織による集落営農体制を確立する。
- ・ 施設園芸を推進し、生産性・収益性の高い農業を目指す。

(イ) 人づくり

- ・ 就農受入体制の整備・充実等により新規就農と定着促進を図る。
- ・ 次世代の担い手への円滑で確実な経営継承を支援する。
- ・ 就農・移住につながる情報をデータベース化して発信する。
- ・ 認定農業者を確保するため前向きに頑張る農業者を支援する。
- ・ 女性農業者の農業における役割を明確にし、その育成及び活用を図る。
- ・ 農業経営の発展につなげる農福連携による取組を支援する。

(ウ) モノづくり

- ・ 地域計画を活用し農地の利用集積を推進する。
- ・ 水田フル活用の推進により水田農業の持続的発展を目指す。
- ・ 魅力あふれる農産物のブランド力の向上を図る。
- ・ 先端技術を活用したスマート農業等の普及を推進する。
- ・ 農薬・化学肥料等を低減した環境にやさしい農業の拡大を図る。
- ・ 加工施設等の有効活用により農産物の付加価値を高める。

(エ) 地域づくり

- ・ 地産地消や食育を進め消費者とのつながりを深める。
- ・ 地域の魅力を生かした体験メニューにより多様な交流を促進する。
- ・ 地域資源の適切な保全管理を行う共同活動を促進する。
- ・ 地域の実情に合った荒廃農地対策を実施する。
- ・ 地域のくらしと農業を守るため鳥獣被害対策を強化する。
- ・ 秩序ある土地利用計画により集落複合農業を推進する。

イ 林業

恵まれた森林資源を有効に活用するため、担い手の確保と育成を図り、林道及び作業道などの林内路網整備や高性能林業機械の導入など基盤整備や間伐などを計画的に実施し、効率的な森林整備による素材の生産により、林業経営の活性化を図るとともに、住宅建築などにおける県産材の活用促進による宣伝活動を積極的に進め、公共建築物等においても木材利用を推進することにより森林

資源の循環を図る。

さらに、森林の持つ水源涵養・大気の浄化・国土の保全・保健休養など公益的機能を十分に発揮できる森林環境の整備や災害に強い健全な森林の造成に取り組む。また、林業の生産性の拡大と向上を目指し、森林組合等関係機関と協力の下、次のとおり林業振興施策を講じる。

- ・ 森林の持つ水資源の涵養・国土や景観保全・保健休養等の公益的機能を重視した森林施設を開拓する。
- ・ 生産性の向上と生産コストの軽減を目指し、合理的な経営と森林の保育管理を徹底し、森林整備を行うとともに、森林資源の充実を図るために、林道・作業道の整備を図り、受益者負担の軽減にも努めながら計画的に基盤整備を図る。
- ・ 流通市場における製品の低価格化・乾燥や材質に対する高品質の要求・需要の多様化など社会的ニーズに対応した流通・加工体制の整備を図る。
- ・ 林業従事者の減少と高齢化に歯止めがかかる施策を開拓し、他業種や都市住民との交流を促し、林業に携わる人々の拡大を図る。
- ・ 特産である椎茸をはじめ、山菜等に付加価値を付け、所得向上と生産振興を図る。
- ・ 木材加工センター・木工体験施設の活用を図りながら、木工クラフト製品の開発研究を進めること。
- ・ 優良材生産を目指して、間伐を更に推進するとともに、100年周期の育林や優良品種導入による林家所得の向上を促進する。

ウ 漁業

新鮮で安全な水産物を供給する水産業の振興を図るために、水産資源管理を進めるとともに、関係団体と地域が一体となった地域水産ブランドの強化を目指した取組の推進、漁港・漁村における環境整備、栽培漁業・放流漁業等のつくり育てる漁業の強化を進める。

そのため、港湾・漁港整備、防護と環境保全を調和させた海岸の形成を促進するとともに、地域の生態系を踏まえた魚礁・増殖漁場の整備、藻場造成などを進め、水産資源の増殖と持続的・安定的確保を図る。

また、新技術の開発や流通・加工体制の整備を支援し、水産業関係団体の基盤強化を図る。

漁業協同組合等と協力の下、水産関連産業の育成・先端技術導入による中間育成放流・未利用空間や資源の有効活用等、既存漁業の枠を越えた新しい漁業のイメージを創出する。また、地域資源を生かした「ブルー・ツーリズム」の振興を図るなど、次のとおり積極的な漁業振興策を講じる。

- ・ 水産業振興のため、漁港施設の機能保全を推進する。
- ・ 築磯や投石による漁場及び藻場の造成を行う。
- ・ 無投餌養殖漁業、海洋牧場の研究を行う。
- ・ 特產品センター施設を利用して水産物の販売を行う。
- ・ 水産加工場施設の整備を図る。
- ・ 長寿命化計画に基づく漁港の改修を進め、施設の維持管理に努める。

- ・ 流通の拠点である水産物荷捌き所の改善、充実を図り、伊予灘海域の拠点荷捌き所として発展させる。
- ・ 漁業協同組合をはじめ、漁業団体の育成強化を図る。
- ・ 上下水道の整備等漁村環境の整備を図る。
- ・ 漁業後継者を育成し、人づくりを積極的に推進する。
- ・ ウォーターフロントの魅力を生かしたシーサイド公園の効果的利用を図る。
- ・ 都市と漁村の交流を促進するため、観光漁業を推進する。
- ・ 夕焼け市や宅配便制度を充実し、ふれあい事業を推進する。
- ・ 海に親しむイベントを開催する。

工 商業

既存の商店街においては、個々の事業者的小規模ゆえのデメリットをカバーするため、共同事業を展開する組織体制の維持が課題である。これまでの地域性や歴史を理解しながら今後の時代の変化に即した変革を取り入れていくためにも、ベテランの商業主、後継者、新規参入者が、将来の商店街の理想像や商店街を維持継続していくために解決すべき課題について対等の立場で語り合う場を、あらゆる機会を活用して意識的に設けていく必要がある。

その一方でインターネットを活用した店舗の立地環境に影響されにくい販売方法や、特定の熱心なファン層に向けた個性的な商品の製造・販売方法の確立などにより、これまで不利とされた郊外に出店する個人商店や、キッチンカー等による移動販売など新しい販売形態を試みる商店主も徐々に増えてきていることから、そうした特徴的な商店の情報を取りまとめ、市の魅力の一つとして発信していくことも重要といえる。

消費者の価値観の多様化、地場産業の低迷、過疎化の進行、モータリゼーションの発達、大手インターネット販売サイトの普及など、地場の商店には不利な要因が依然として多いものの、商工会議所や商工会に加え、現在設立に向けて準備が行われている観光物産協会も参画して積極的な情報収集と発信を行うことにより、持続的に維持・発展しうる新しい商業形態の構築を目指す。

- ・ 多様な商業者が主体的に関わることで共同店舗構想の実現を目指す。
- ・ 商工会議所や商工会等関係機関と協力の下、店舗の改善・経営の合理化・経営指導の充実等を図るとともに、松山圏域3市3町による「創業支援事業計画」に基づき、創業支援、事業承継支援等を行う。
- ・ 世代間交流、異業種交流などを盛んに行いながら商業者の意識改革を図る。
- ・ 商工会議所や商工会等の組織を強化し、会員の充実・後継者の育成確保・女性部活動の活発化を積極的に推進する。
- ・ 設備投資・店舗改造等、経営の近代化のため、高度化資金や融資制度をはじめ、国・県の各種制度の有効活用を促進する。
- ・ 地域商品券の発行など地域住民の消費需要の地域内消費を推進する。
- ・ ICT条件の整ったコワーキングスペース、リモートワーク対応オフィスなど、新しい生活様式に沿った環境整備を進める。

- ・ 地域の主要産業である農業、漁業により得られた作物を生かした6次化産業の立ち上げから、最終的には行政の支援に頼らない自律的運営ができるよう伴走支援を行う。

オ 工業

地場産業はもとより工業団地への入居企業との連携を密にし、各企業が抱える課題やニーズ等を確実に把握することで、業務拡大や工場移転等に当たっての市外転出を予防するとともに、関連企業の誘致にも努める。

また、市内事業者間の連携や異業種交流の促進により、新たな商品開発や起業機会の拡大に資する取組等への支援の充実に努めるとともに、地域に密着したコミュニティビジネスの育成強化など雇用機会の創出にも取り組むなど、住民の働く場の確保・拡充に向けた施策を講じる。

ICT条件の整ったコワーキングスペース、リモートワーク対応オフィスなど、新しい生活様式に沿った環境整備を進めることで、新規創業者の支援や市外企業の誘致を進める。

- ・ 地域の資源を活用した住民自らの内発的な地場産業おこしを進め、住民の起業意欲を喚起する。
- ・ 高齢化社会に対応した福祉関連産業の立ち上げを支援するとともに、既存他産業との連携を推進することで地域内のあらゆる層の持続的な雇用を創出する。
- ・ 自然的環境の地域特性を生かすため、農村環境にマッチした技術力及び生産性の高い企業誘致に向け、立地条件整備にも努める。
- ・ 産業物資等の地域内循環システムを構築し、地域経済全体の活力向上と他産業への波及効果を図る。
- ・ 国・県・市の中小企業振興施策や融資制度を活用し、既存企業の経営体質強化に努め、企業や従業員の地域活動への積極的な参画を促し、農業・工業・商業が連携した一体的なまちづくりを進める。

カ 情報通信産業その他の産業

ICT機能の向上や情報インフラの拡充等により、過疎地域においても情報通信産業のオフィス設置が可能となることから、全国的にもサテライトオフィスを設置する企業が増加傾向にある。そのような中、情報通信産業を積極的に振興させることで、古民家や利用のない公共施設等を利活用したオフィス誘致を進める。

キ 観光及びレクリエーション

個人による観光の拡大とそれに伴う観光ニーズの多様化が進む中、既存の意識にとらわれない新しい価値観による観光コンテンツを開発・拡大することで観光による経済的発展が期待される。

海、山、まちの各ロケーションが揃い、調和のとれた自然環境のほか、空港、港湾、高速道路、鉄道の良好な交通環境にも恵まれた本市では、これまで市民が当たり前の日常生活として行ってき

た行事や慣習が、地域外や海外からの来訪者にはとても魅力的に感じることがあることを意識し、
こうした魅力を積極的に提供できる体験型観光、滞在型観光の確立と情報発信に努める。

また、県都松山市にほど近く、四国内からも比較的容易にアクセスできることから、日帰り又は
1泊程度のショートトリップ型の観光コンテンツを構築し、季節やニーズに応じて選択できる環境
を整えることも重要である。

観光物産協会が中心となり、町家、なかやまクラフトの里（道の駅「なかやま」）、ふたみシーサ
イド公園（道の駅「ふたみ」）など、各地域を代表する施設をネットワーク化し、地域内交流、地
域間交流を促進するほか、市外の観光団体や事業者とも連携し、広域的な観光についても推進する。

令和2年3月に開業したJR南伊予駅とその関連施設を新たな観光の窓口とし、周辺に散在する魅
力的な飲食店や自然豊かな公園、文化施設等を線的、面的に連結させて新たな魅力を創造する。

恵まれた自然環境を生かし、初心者から上級者まで、また様々な年齢層に楽しめるサイクリング
プランを構築・提案することで自転車を活用した観光の推進を図る。

新型コロナウイルス感染症の収束後に期待される観光ニーズ、特にインバウンドの拡大に向け、
情報収集と情報発信に取り組む。

- ・ 老朽化が進む各種観光施設について、継続的に整備・活用する施設と段階的に統合する施設
を整理するとともに、整理後の施設について多用途への変更、民間活力による有効活用等を進
める。
- ・ 自然豊かな海や山のほか、各地区に点在する魅力的な飲食店、体験施設等を繋ぐことで、初
心者から上級者まで楽しめるサイクリングルートを設定し、積極的に発信する。
- ・ 道の駅のほか、各種観光施設を活用した、本市らしい魅力的な観光モデルを構築する。
- ・ 観光物産協会を中心に、広域的観光ルートの開発とインフォメーション機能の整備に努め、
観光による経済的発展を目指す。
- ・ 新規開業したJR南伊予駅とその関連施設を活用した観光を推進する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンドの拡大に向けて、受け入れ環境の整備を進
める。

なお、産業の振興に当たっては、愛媛県・市町による連携取組や松山圏域連携中枢都市圏による
圏域の一体的な取組を生かし、周辺市町との連携に努め、地域社会の持続的な発展を図る。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------|--|--|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 ・農業 ・水産業 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ ふたみ農林漁業者トレーニングセンター外部改修 ‣ なかやま穀類等乾燥調製施設屋根改修 ‣ 伊予漁協水産業強化支援事業 　　水産物鮮度保持施設、製氷機他 ‣ 伊予漁協水産業強化支援事業 　　水産加工施設整備 ‣ 伊予漁協海水井戸新設工事 　　海水井戸 1 基 | 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 | |
| | (2) 漁港施設 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 豊田漁港改修（機能強化） 　　漁港施設の耐震補強 ‣ 豊田漁港改修（機能増進） 　　安全対策向上 ‣ 豊田漁港改修（機能保全） 　　漁港施設の修繕工事 ‣ 上灘漁港改修（機能保全） 　　漁港施設の修繕工事 | 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 | |
| | (4) 地場産業の振興 ・流通販売施設 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ JR 南伊予駅周辺活性化事業 | 伊予市 | |
| | (7) 商業 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 都市再生整備計画 　　駐車場整備 N=1 　　市道整備 N=3 　　街路灯整備 N=10 | 伊予市 | |
| | (8) 観光又はレクリエーション | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 都市公園安全・安心対策事業 　　公園施設改修 N=6 ‣ ふたみ潮風ふれあい公園改修 　　グラウンド照明・テニスコート・遊具改修 ‣ しもなだ運動公園改修 　　グラウンド・体育館・遊具・トイレ棟 | 伊予市 伊予市 伊予市 | |

| | | | |
|--------------------|--|---|-----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 都市再生整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ポケットパーク整備 N=2 広場整備 N=2 公園整備 N=1 情報板整備・総合案内 N=3 誘導 N=11 ‣ JR 下灘駅周辺施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 駅前広場整備及び付帯施設整備等 ‣ 観光拠点整備 <ul style="list-style-type: none"> サイクルステーション新規整備 N=1 既存施設へのサイクルステーション機能追加 N=7 ‣ 花の森ホテル新しい生活様式対応改修 <ul style="list-style-type: none"> 延床面積 1660. 28 m² ‣ 秦皇山森林公園新しい生活様式対応改修 <ul style="list-style-type: none"> 宿泊ロッジ及び付帯施設改修 ‣ 道の駅なかやま施設の改善整備 <ul style="list-style-type: none"> 延床面積 419. 21 m² 延床面積 151. 60 m² ‣ 栗の里公園新しい生活様式対応改修 <ul style="list-style-type: none"> IT対応型屋外保養施設の整備等 | 伊予市 |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| ・第1次産業 | | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 中山間地域等直接支払交付金事業 ‣ 多面的機能支払交付金事業 ‣ 鳥獣被害防止総合対策事業 | 伊予市 |
| | | | 伊予市 |
| | | | 伊予市 |

(4) 產業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備 考 |
|----------|--------------------------|-----------|-----|
| 中山地域 | 製造業、旅館業、農林 水産物等販売業、情報 | 令和3年4月1日～ | |
| 双海地域 | サービス業等 | 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) その対策、(3) 計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 農林業

- ・ 農林業形態の改善をするため、施設の有効利用と省力化の推進を図る。
- ・ 若者と高齢者との交流の場づくりなどを推進する。
- ・ 大規模修繕や計画的な修繕を行わず、必要最小限で維持管理・修繕を実施する。

イ 漁業

- ・ 台風・高潮等の災害に強い安全な漁港の整備を進めるほか、漁港における景観の保持・美化を促進する。
- ・ 老朽化状況の把握に努め、計画的な維持修繕を行っていく。

ウ 商業

- ・ 抱点観光地や商店街との連携、ネットワーク化を図りながら施設の整備などサービス機能の向上に努める。

エ 観光及びレクリエーション

- ・ 核となる魅力的観光資源を選定し、新しい観光拠点の形成に向けソフト・ハード両面から整備を図る。
- ・ 多言語対応型の観光案内板やユニバーサルデザインによる施設整備など、多様な観光客誘致に必要な関連施設の整備に努める。
- ・ 計画的な維持修繕による施設の長寿命化を図っていくとともに、将来的な改築・更新計画を検討する。
- ・ 指定管理者制度の導入により、民間手法を生かした施設運営や自主事業の開催を行う。既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者と協議の上、必要最小限の修繕を行う。
- ・ 市民サービスの向上とともに利用者の一層の拡大に努め、より効率的・効果的な施設運営を図る。

4 地域における情報化

近年の急速なデジタル化の発展は過疎地域において、教育の振興や担い手不足、地域活性化など様々な課題解決を図っていくことが可能となる。

地域における情報化は、住み続けられるデジタル社会の形成に向け、市内全域の情報通信基盤整備を喫緊の課題と捉え、地域間格差の是正や住民本位でのデジタル化を推進し、定住促進や教育環境の向上、産業振興など多面的な環境整備に取り組むとともに、全ての地域住民が情報通信技術を利用できる状態を目指す。

また、愛媛県や他市町、民間事業者と情報発信コンテンツや人材共有等について連携を行い、住民のニーズに合ったサービス提供に取り組む。

(1) 現況と問題点

近年、各種情報のデジタル化やスマートフォンの普及・発達により、社会に流通している情報量が加速度的に増加している。情報化の進展は、誰一人取り残さない住み続けられる社会の構築に向けて効果が大きく、過疎地域において大きな役割を果たすものであり、新しい情報化の流れに対応した高度情報通信基盤の整備をはじめ、様々な地域情報化を推進していかなければならない。

今後、さらに各種情報通信システムの開発と普及が進展する中、必要となる新たな情報通信基盤の整備・行政サービスの高度化や教育環境の充実、防災・減災対策や産業活動の活性化などに寄与する活用のあり方について、調査・研究を積極的に進め、高度情報化社会に対応した市民サービスの向上を図る必要がある。

(2) その対策

世界的な規模で進展する情報化に対応し、市民の利便性の向上はもとより、地域の活性化や地場産業の振興を図る上でも情報・通信基盤の整備は必要不可欠であり、誰もが利用できる状態を目指す。また、情報発信の強化と行政のデジタル化の推進に向けて、情報化推進計画を策定して重点的に取り組む。

加えて、電子自治体の構築を進める。

- ・ 新たな日常を支える情報通信基盤構築に向け、高度情報通信基盤を整備し、地域社会で誰もがインターネットを利用する環境づくりを推進し、ローカル5Gや無線技術を用いた技術導入等、次世代情報通信基盤の活用を見据えた環境整備に努める。
- ・ 情報発信コンテンツを充実させるとともに、行政手続きのオンライン化等、手続きの統一や簡素化を行い、住民がいつでも手軽に電子申請や公共施設の予約などの公共サービスが受けられる環境をつくる。
- ・ 生活情報を中心に防災・教育・医療・福祉・農業・交通・まちづくりなどにデジタル技術の積極的な活用を図り、安心・安全で快適な地域社会の実現に取り組む。
- ・ 情報化が進む中、誰もがデジタル社会の恩恵を受けられるよう、講習会などを開催し、情報通信機器の操作や情報コンテンツの取得、情報通信ネットワークの活用方法が学べる場を提供していく。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---|---|------------------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 ・プロードバンド施設 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・デジタル技術活用 | ▶ 辺地共聴施設整備 自主共聴施設改修整備 ▶ 光ファイバ等の整備 | 伊予市 施工事業者 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

本市は、JRや私鉄の駅を多数有し、比較的交通手段に恵まれた地域と言えるものの、多くの住民にとっての生活手段は、車が中心となっている。近年高齢者による事故が顕著になる中、運転免許証の自主返納制度も進められており、交通弱者に対する交通施策の重要度が増している。

今後も引き続き、道路整備を中心とした交通網の整備を進めるとともに、地域住民の通勤・通学・通院など日常生活のために利用される交通手段の効果的・効率的な維持及び持続可能な運行体制の確保、さらには利便性の向上を図ることとする。

(1) 現況と問題点

本市は、四国縦貫自動車道が南北に通過し、伊予地域には伊予インターチェンジが、中山地域には令和2年3月に中山スマートインターチェンジが設置され、災害時の多重性の確保や地域活性化、利便性の向上に資している。

国道は、松山市から伊予・中山地域を通り南予へ向かう国道56号と、伊予地域から双海地域を通り大洲市へ続く国道378号がある。国道56号は、松山市から本市市場付近まで4車線化され、国道378号も、その大部分が改良されているが、三秋地区のバイパス整備約3.7kmと、米湊から下吾川にかけての歩道整備約1.0kmが未改良区間となっている。

市内における県管理道路の路線延長は167.1kmで、舗装率は97.7%・改良率は62.4%、市道は、路線延長582.9kmで、舗装率は88.4%・改良率は57.1%となっている。これらは、全て幹線道路として生活に密着したものであるが、県道・市道は依然として整備率が低く、今後、改良工事や歩道整備など安全施設の整備を計画的に行う必要がある。

鉄道は、伊予鉄道郡中線が伊予地域を通っており、市内には、新川駅・郡中駅・郡中港駅と3駅ある。また、JR予讃線は、伊予市駅を経て、中山地域を通る内子線と双海地域を通る愛ある伊予灘線の2線に分かれて運行している。また、JR松山駅付近連続立体交差事業に伴う車両基地・貨物基地の移転に併せて、令和2年3月に南伊予駅が新設されたことにより、市内10駅となった。

地域内交通に関しては、中山地域、双海地域において平成23年度からデマンドタクシーの運行を開始しているほか、伊予地域においては、コミュニティバスが平成27年度からの実証運行を経て、令和2年度から本格運行を開始している。

このように本市では様々な公共交通が運行されているが、今後の高齢化の急速な進展を踏まえると、市民のニーズ、市民生活の実態を逐次把握し、より便利で使いやすい公共交通体系づくりに努める必要がある。

(2) その対策

道路については、広域幹線道路の更なる充実を目指すとともに、地域内の交通利便性を高め一體的な結びつきを強化することが必要である。

広域幹線道路では、国道378号バイパスの早期実現を働きかけ、国道56号との機能を更に高めるため、地域内の連絡機能を持つ道路の整備を進め、産業や市民生活の交流・連携を強化する。

伊予港については、四国縦貫自動車道伊予インターチェンジが県内で港に一番近いことから、流通拠点として整備拡充・機能の強化を図る。

一方、自家用自動車以外の交通移動手段が必要な高齢者などへの対応や、公共施設を利用する際の利便性の確保といった観点から、デマンドタクシー及びコミュニティバスについても、利用者のニーズに合わせ、利用率の増加につながるよう努める。

特に中山地域及び双海地域で運行しているデマンドタクシーについては、既存利用者の高齢化や新規利用者の低迷により利用率が大きく低下していることから、運転免許返納の推進施策と連動し、より利用しやすい仕組みの構築を目指す。

- ・ 道路の整備に当たっては、将来の交通需要を十分に見極め、幹線道路・街路・生活道路といった機能や特性を区分しながら、居住環境や生産活動との調和を基本に、交通安全対策などを考慮した質の高い道路整備を行う。
- ・ 国道378号バイパスの早期実現を積極的に推進する。
- ・ 県道・市道は、市内全域の連絡機能を持ち、日常生活に密接した路線であるので、積極的に整備を行い、住民生活の利便性、安全性の向上と産業・経済の発展、地域間交流の活性化を図る。
- ・ 橋りょうは、点検などにより安全確保を図り、必要に応じて老朽橋の修繕や架替えを進め る。
- ・ 農道・林道は、本来の産業道路としての機能のほか、農村地域社会の発展に果たす役割も考 慮しながら、その整備を進める。
- ・ 高齢者など自家用自動車以外の交通移動手段が必要な住民への対応や公共施設利用時の利便 性の向上、環境に配慮したまちづくりを進める観点からも公共交通機関の充実は重要な地域課 題であるため、デマンドタクシーやコミュニティバス等の市が運行する地域内公共交通に関し て、より効率的なものとなるよう検討を重ねるとともに、鉄道との連携強化にも努める。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|------------------|---|--------------------------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 ・道 路 | ‣ 市道高野川駅線道路改良 L=340m W=5m ‣ 市道本郷線道路改良 L=290m W=5m ‣ 市道粒野上線道路改良 L=108m W=7m ‣ 市道舗装点検・修繕計画策定・修繕工事 舗装点検・修繕計画 120km・修繕工事 | 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 | |

| | | | | |
|--|--|---|--------------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう ・その他 <p>(9) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市道橋りょう点検・修繕計画策定・修繕工事 橋りょう点検・修繕計画 293 橋 架替・修繕工事 66 橋 ▶ 市道路付属物点検・修繕計画策定・修繕工事 街路灯点検・修繕計画 107 基・修繕工事 ▶ 市道法面・盛土・擁壁等点検・修繕計画策定・修繕工事 道路構造物点検・修繕計画 120 km・修繕工事 ▶ 地域公共交通システム対策事業 地域公共交通システム計画策定・運行 | 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 | |
|--|--|---|--------------------------------------|--|

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 依然として市道の改良率が低いことから、改良工事や歩道整備など安全施設の整備を計画的に行う。
- ・ 市道は、市内全域の連絡機能を持ち、日常生活に密接した路線であることから、積極的に整備を行い、住民生活の利便性、安全性の向上と産業・経済の発展、地域間交流の活性化を図る。
- ・ 整備効果の大きい路線を、優先的に整備を進める。
- ・ 舗装の修繕計画に基づき修繕を行い、舗装の延命化を図る。
- ・ 道路付属物、法面・盛土・擁壁の修繕計画に基づき修繕を行い、施設の延命化を図る。
- ・ 農林道は、本来の産業道路としての機能のほか、農村地域社会の発展に果たす役割も考慮しながら、その整備を進める。
- ・ 高速交通時代に対応した流通体制を構築するため、広域連絡道路の整備を図るとともに、農村地域の活性化や地域間交流を促進するための農道・林道の整備を計画的に進める。
- ・ 幹線農道・林道の整備を行い、農道ネットワークの確立を図るとともに、路線の維持管理に努める。
- ・ 橋りょうの修繕は、損傷状況に加え、路線の重要性に関わる評価項目を抽出し、重要度の高い橋りょうにおいて優先順位を決定し補修時期を計画する。
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を行うなど適正な維持管理に努める。

6 生活環境の整備

生活環境については、これまでの過疎対策によって一定の改善が行われてきたものの、都市部と比べ改善度合いが遅く、過疎化の進行に歯止めがかからない要因となっている。

一方で、都市部にはない、豊富な地域資源がある。人口の定住化を図るため、これらの地域資源を生かした施策を推進しつつ、引き続き生活環境の整備や体制づくりに取り組んでいく。

(1) 現況と問題点

ア 上水道・下水道

本市の水道普及率は93.6%であるが、地域別では伊予地域が99.1%・中山地域は64.9%・双海地域は69.1%となっている。施設区分で見てみると、上水道1施設(伊予・上灘地域)、簡易水道5施設(中山地域4施設・双海地域1施設)、飲料水供給施設6施設(中山地域4施設・双海地域2施設)である。施設によっては、水量が不安定で老朽化が進んでおり、上水道施設の基幹管路は耐震化率が低い状況となっている。また、周辺部の水道施設は、急峻な地形のため、谷川や沢水・地下水等を利用した自家飲料水に依存しているのが現状である。

そのため、渇水対策や衛生上の問題点等の不安が絶えず、生活様式が都市化しつつある今日、現有水源の維持保全とともに、良質な生活用水を安定的に供給するため、水源涵養林の整備を図るとともに、水道施設の老朽化対策や基幹管路の耐震化の促進が強く求められている。

公共下水道の整備は、市街地における雨水の排除と、生活排水処理基本計画を基に、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を推進している。伊予地域と中山地域の人口密集地では、公共下水道施設を整備し、また、農業集落排水処理施設として伊予地域は大平・唐川地区に、中山地域は犬寄・源氏・佐礼谷地区に整備し、農村地域の生活排水処理を行っている。双海地域を含む個別処理による整備区域は、合併浄化槽による整備を行っており、快適な水環境の確保に努めている。今後、施設の老朽化対策と雨水整備が急がれることから、汚水処理施設整備が遅れることが懸念される。未普及地域の早期解消を図るため、経済性と地域の実情を勘案し、最適な整備手法により取り組む必要がある。

イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等

し尿、ごみ及び火葬業務は近隣市町と協力し合い、一部事務組合を設立又は一部事務組合の共同事務として処理をしている。旧市町で加入していた一部事務組合が異なっていたため、現在も合併前に加入していた旧市町の区域で加入を続けている。今後、処理能力や施設の耐用年数等を勘案し、加入市町と調整しながら処理体制の検討など、計画的な整備を行う必要がある。

現在加入している一部事務組合は、し尿処理については、伊予地域は松前町と伊予市松前町共立衛生組合を運営し、中山・双海地域は、大洲市等と大洲・喜多衛生事務組合を組織している。下水道及び集落排水・浄化槽などの整備普及等、処理全体の整合性を図りながら、生活排水処理計画に基づくきれいな水環境の創造を図らなければならない。

ごみ処理については、松前町と伊予地区ごみ処理施設管理組合を運営している。

高度成長の影響を受け、経済的には大変豊かになったが、大量生産・大量消費・大量廃棄が生活のベースとして定着してしまった。ごみは、毎日の暮らしに大きなかかわりを持っており、資源として活用したり、適正な処理をしたりするためにもごみの資源化・再利用化を図らなければならぬ。

火葬業務については、松前町及び砥部町とともに組織する伊予消防等事務組合の共同事務として運営している。

本市に有する広域斎場「聖浄苑」は、建設から38年が経過し、躯体及び設備の老朽化が著しいことに加え、高齢化社会の到来による火葬件数の増加が見込まれる中で施設の能力そのものが限界に近づいてきている。平成30年4月に「伊予地区広域斎場聖浄苑改築工事基本構想」を策定し、令和6年度末の供用を目指し、同一敷地内で運営を協議しながら並行して段階的な整備を行う。

ウ 消防防災

本市は、隣接する松前町・砥部町と共に、1市2町を区域として伊予消防等事務組合を構成している。伊予地域に消防本部と伊予消防署、中山・双海地域にそれぞれ出張所を設置している。広範で急傾斜地に集落が散在する現状では、消防・救急発生から現場到着に時間を要し、一度火災が発生すれば、家屋の全焼・類焼や延焼の危険性にさらされている。また、進入困難な木造家屋の密集地域が多くあり、火災発生時の消火活動にも問題を抱えている。

消防団組織は、伊予地域が4分団・中山地域が3分団・双海地域が3分団の合計10分団から成り立っている。近年、団員の確保が課題となっているが、災害等に備え、消防団員の教育研修、訓練、消防機動力の強化などの充実に努める必要がある。

常備消防、非常備消防と並んで地域防災の3本柱の一つである自主防災組織は、市内全域に設立されている。自主防災組織が自立的に活動し、自主防災活動が益々活性化されるよう、継続的な支援が不可欠である。

また、未然に災害を防ぐ対策を講じるとともに、防災体制の確立を図り、関係機関との連絡を緊密にし、防災機器の整備充実と防災体制の指導強化・地域住民への火災予防思想の普及と自主防災組織の育成強化にも努めなければならない。

エ その他

快適で暮らしやすい生活空間の形成には、道路などの社会資本整備とともに、住宅整備や環境整備の重要性が重要視されている。住宅整備にあっては、世代別居といったライフスタイルの変化に伴い、その質的向上が求められるとともに、ニーズも多様化を極めており、単身者や高齢者などへの配慮も必要であり、様々なケースを想定しての先見的な住宅施策が必要となっている。

また、夜間の犯罪発生の防止、公衆安全に資する環境整備の一つに防犯灯の整備がある。住宅地の開発など住環境の変化により新設が必要になるほか、既に設置が進んでいる箇所についても維持管理が必要となっている。

公園や広場は、住民相互のふれあいや交流の場のみならず、景観の保全、災害時の避難場所にな

るなど防災上の機能も担う重要な施設である。地域の意向と特性を十分に踏まえ、日常生活に潤いと安らぎを与えるとともに、地域ぐるみで利用できる個性あふれる憩いとふれあいの場を創出するほか、特に自然環境との共生や環境問題に関する学習機能を高める必要がある。

(2) その対策

ア 上水道・下水道

水需要に対しては、節水型まちづくりを推進しながら、有効な水利用に努めるとともに、安定供給を図るため、新たな水資源開発に取り組むことが必要である。

そのため、新水源の確保や中水道への再利用について検討するとともに、既存水源の浄水方法及び水源連結等による取水能力の向上を図る。

また、工業用水の確保を図り、農業用水については、農業水利事業の促進やため池の整備改修により水源確保を図るほか、多面的機能を發揮した水辺環境整備を進める。

さらに、水源地域となる森林の間伐・植林等保全整備に努め、水源の涵養を図る。

水道事業については、水の安定供給に向けた水源地調査や既存施設の改善及び老朽管の更新を行い、有収水量の向上を図るとともに、水道事業の効率化及び未整備地区の解消に努めながら節水型都市の形成を目指す。

また、地震等の災害に強い施設を構築するため、基幹管路の耐震化を促進し、将来にわたり、安全で安心な飲料水の供給を図る。

下水道については、住民満足度調査において、41%が満足・やや満足と回答しており、不満・やや不満の 19%を大きく上回っている。また、重要であるかとの問い合わせには 85%が重要と回答するなど、住民の生活に必要不可欠な施設である。快適な水環境の創造と安全、安心な生活環境の整備を図るため、公共下水道事業計画及び生活排水処理基本計画の見直しを行い、維持管理の適正化と計画的な事業を推進するとともに、施設の老朽化による事故や機能停止を未然に防止するため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図る。

- ・ 節水型まちづくりを推進しながら有効な水利用に努め、施設の統合を行うとともに、安定供給を図るため、新たな水資源開発に取り組む。
- ・ 地形的に水源に恵まれない山間小集落は、他の水道施設からの送水や溪流水など小規模水源の有効利用を図る。
- ・ 農業集落においては、営農飲雑用水施設の整備を推進し、農業用水の確保と併せて、安全で良質な生活用水の確保を図る。
- ・ 生活用水の利用効率の向上と安定供給のため、漏水防止対策の強化や水質管理の徹底管理に努める。
- ・ 既存水道施設の老朽化対策と併せて東南海地震等に備えた施設、管路の耐震化を推進し、地震などの災害に強い水道施設の構築を目指す。
- ・ 集中管理システムの導入による維持管理の合理化やマッピングシステム等、各種業務の電算化を推進するなど管理業務の効率化を目指す。

- ・ 地域の特性にあった、公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽といった汚水処理により、経済的かつ効率的な処理方法を選択し、事業推進を図る。
- ・ 住民・企業等と行政が一体となって水質汚濁や環境保全に対する認識を深め、排水の水質検査を定期的に実施し、その結果を共有し、啓発に努める。

イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等

本市の可燃ごみ等については、令和5年度から暫定的に松山市へ焼却処分を委託し、令和14年度からは、ごみ処理の広域化（松山市、伊予市、ほか1市3町）により、松山市で一括処理することが決定している。

なお、ごみ・し尿の処理体制等については、一部事務組合の再編も含め、継続的に検討し、計画的な整備に努める。

また、市民や事業者の協力を得ながら、ごみの分別収集の徹底・自主的なリサイクル運動などにより、ごみの減量化を図る。

地域社会に不可欠な施設である火葬場の老朽化について、広域的視点に立ち計画的な整備を推進する。

- ・ し尿処理については、現在整備している下水道施設等との整合性に留意しつつ、広域処理体制を確保し、施設の整備を図る。また、委託業者や関係者への指導と管理を強化し、計画的な処理に努める。
- ・ ごみ処理の広域化に伴い、松山市へ直接持ち込むことができるものは、本市が収集を委託する家庭系ごみであり、その他のごみについては中継処理の上、松山市へ持ち込むことが決定している。そのため、伊予地区清掃センター等で中継処理を行う必要があるが、当該施設は専用の中継施設ではなく、昭和52年完成と老朽化が著しい。改修を実施したとしても施設の延命が望めないことから、当該施設を解体し新しい中継処理施設の整備を目指す。
- ・ 効率的なごみ処理対策を推進するとともに、住民・企業・関係団体などの連携を図り、資源の有効再利用や減量対策を積極的に推進するリサイクル型社会の構築を図る。
- ・ 広域連携によるリサイクルセンターの整備を行うとともに、リサイクル運動の推進やボランティア・NPOの育成・支援を行う。
- ・ ごみの再資源化に対する住民意識の高揚を図り、併せて生ごみ等の再利用循環システムの構築を図る。
- ・ 環境美化運動の推進展開や巡視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努める。
- ・ 火葬場については、安定的な火葬が行えるよう、施設の改修を実施しており、令和6年度末の完了を目指す。

ウ 消防防災

安全で安心して暮らせる生活環境づくりは、住みよいまちづくりの基礎的条件である。

大規模で多様な自然災害にも適切に対応できる地域の消防・防災体制を整備するため、防災対策

の基本指針である地域防災計画を適宜見直し、平常時及び災害発生時の対応体制の整備を図るとともに、災害の未然防止・被害の拡大防止・災害復旧対策の整備充実などに努める。

そのため、各地域の防災体制の拠点となる施設の整備、防災情報ネットワークの構築、デジタル防災行政無線の整備拡充を促進するとともに、南海トラフ地震等の大規模地震への対策として、避難所となる公共施設等の設備・資機材の充実をはじめ、自主防災組織の育成など地域の防災力の向上を図り、災害に強い安全な地域づくりに努める。

また、大規模火災への対応や迅速な消防・救急活動が可能となるよう、消防・救急体制の強化を図るとともに、老朽化した消防施設や消防車両・装備及び消防水利施設の整備更新を計画的に進め る。

- ・ 大規模・多様な自然災害にも適切に対応できる地域の消防・防災体制を整備する。
- ・ 災害時に防災情報を確実に市民に伝えられるよう、防災行政無線戸別受信機の整備など、多様なシステム構築を検討する。
- ・ 老朽化した消防施設や防火活動の拠点である消防詰所、ポンプ車等消防車両や消防装備の整備更新を計画的に行う。
- ・ 消防力強化のため、常備消防体制や広域応援体制の整備を図るとともに、教育・訓練を充実し消防団の資質の向上に努める。
- ・ 防火水槽や消火栓を組み合わせた、総合的な消防水利体系の適所配置に努める。
- ・ 自主防災組織の育成など地域の防災力の向上を図り、災害に強い安全な地域づくりに努める。
- ・ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に立地する公共施設については、土砂災害による損壊によって住民に著しい危害を加えることのないよう、機能移転や施設の除却の検討も含め、被害の未然防止に努める。

エ その他

多様な人々の定住を促進するため、良好な住宅の形成とともに、公営住宅の整備や補助制度等の充実により、個人の所得に応じた幅広い住宅の選択肢を用意し、住宅施策の推進に努める。

中心市街地においては、再開発事業などを検討し、優良賃貸住宅の建設を促進するとともに、伝統的建造物など歴史的資源の保全に努める。

住宅市街地においては、優良な宅地の供給や地区計画・建築協定等により、緑あふれる環境共生型の住宅建設を促進する。

住民が安全に安心して暮らせる環境を維持するために、防犯灯の設置や維持に取り組む。

また、周辺部の集落においては、農業集落整備法の活用や既存家屋の空き家の活用などにより、農業生産環境や自然と共生する定住型住宅の確保に努める。

豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、総合的な環境保全対策を推進するとともに、市民・事業者等の自主的・積極的な環境保全活動を支援する。

さらに、自然海浜・河川の護岸・荒廃した森林など危機に瀕している自然環境の整備・保全・再生を進め、新市全域にメダカが泳ぎ、ホタルが飛び交う自然豊かなまちづくりに努める。

これらにより、市民・事業者・行政が一体となって省資源・省エネルギーの視点に立った資源循

環型社会の形成に努める。

海運・宿場町等から発展してきた歴史を感じさせる景観と調和したまちなみ整備や、美しい農山漁村の風景を生かしたまちなみ整備、市民主導の花と緑のまちづくり運動等を促進し、地域資源を生かした特色あるふるさと景観の形成に努める。

公園や広場は、人々に安らぎを与えるとともに、防災空間としての機能も果たすことから、有効空地の確保や地区公園等の施設整備に取り組む。

老朽化や人口減少等により、利活用の見込みがなくなった公共施設は、解体撤去を推進し、地域における治安の維持及び安全・安心な生活環境の整備を図る。

- ・ 老朽化した公営住宅について、計画的な改修・改善を推進し、住宅の質的向上を図る。
- ・ 全ての人にとって豊かで持続可能な住生活環境を整備するため、随所に福祉的視野を取り入れ、多様化するニーズに対応できる住宅・施設の整備に努める。
- ・ 核家族化の進展や若者流出の防止並びにU・I・Jターンの居住環境対策として、若者定住に配慮した住宅を整備する。
- ・ 地域と協力し、防犯灯の設置等を推進する。
- ・ 地域レベルのコミュニティ活動を助長するため、集落内や集落間に農村公園などのコミュニティ施設整備を推進する。
- ・ ホタルやメダカなどの水生動物に親しみ、自然と共生する思想や河川愛護の啓発を図る。
- ・ 豊かな自然を次代に引き継ぐため、総合的な環境保全対策を推進する。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--|---|--|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 ・上水道 (2) 下水処理施設 ・公共下水道 (3) 廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 | ‣ 水道施設耐震化整備事業 ‣ 公共下水道事業 汚水、雨水施設整備事業 汚水、雨水全体計画見直し 雨水ポンプ場更新工事 N=3 施設 下水処理場更新工事 N=1 ‣ 焼却設備更新事業負担金 基幹的設備改良事業 ‣ ごみ中継処理施設整備事業負担金 既存施設解体、新設工事 | 伊予市 伊予市 伊予地区ごみ処理施設管理組合 伊予地区ごみ処理施設管理組合 | |

| | | | | |
|--|-----------------------|--|---------------|--|
| | (4) 火葬場 | ‣ 伊予消防等事務組合分賦金 斎場更新事業費 | 伊予消防等 事務組合 | |
| | (5) 消防施設 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 消防防災設備整備 消防団詰所整備、備蓄倉庫整備、 消防車輛・消防ポンプ更新、 防火水槽等整備 ‣ 都市再生整備計画 耐震性貯水槽設置 V=100 m³ N=1 基 | 伊予市 | |
| | (7) 過疎地域持続 的発展特別事業 | | 伊予市 | |
| | ・危険施設撤去 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 集会所解体工事 ‣ 秦皇山公園施設解体工事 展望台・休養施設 ‣ 翠地区水車小屋解体工事 ‣ 高齢者共同住居解体工事 ‣ 保育所解体工事 N=2 箇所 ‣ 下灘教員住宅解体工事 延床面積 135.4 m² 2棟分 ‣ 北山崎幼稚園園舎等解体工事 延床面積 382.51 m² ‣ 唐川コミュニティセンター解体工事 RC 造 A=227.89 m² ‣ 野中ふれあい館解体工事 SRC 造 A=858.54 m² ‣ 下灘ふれあい館解体工事 RC 造 A=1,947.45 m²+142.5 m² | 伊予市 | |
| | ・防災・防犯 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ なかやま農産物直売施設解体工事 ‣ 自主防災組織育成事業 ‣ 自治会組織等防犯灯設置事業 | 伊予市 | |
| | (8) その他 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 防災行政無線施設整備 ‣ がけ崩れ防災対策 N=34 箇所 ‣ 中山 A 地区雨水排水路改良 L=390m | 伊予市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 上水道・下水道

- ・ 施設の整理・拡充による経営の統合等を行うことで経営基盤を強化し、未給水区域の解消や水道システムの効率化を図っていく。
- ・ 地震などの災害に強い施設の構築を目指して、上水道施設耐震化基本計画に基づき、耐震化を行う施設、配水管路に優先順位を付け、計画的・効率的な水道施設の耐震化に取り組む。
- ・ 維持管理は日々の運転管理で点検を行い、設備の異常を早期に発見し、修繕対応する。
- ・ 適切な維持管理により施設の長寿命化を行い、更新内容を十分に検討し事業費の抑制を図った更新計画を策定し、実施する。
- ・ 下水道は優先度の高い雨水整備事業を積極的に推進する。合併処理浄化槽の普及促進と啓発活動、各供用施設の接続促進を行い、生活排水処理率の目標達成を図る。
- ・ 雨水処理の継続的な運転管理と計画的な再構築を行うため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、財政負担の軽減及び適正な維持管理により、浸水防除を図る。
- ・ 農業集落排水施設について、施設及び機器の長寿命化を図るため、交付金を活用して最適整備構想を策定し、ライフサイクルコストの最小化と、財政負担の軽減を図る。

イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等

- ・ 施設の処理能力や耐用年数等を勘案し、加入市町と調整しながら処理体制の検討など、計画的な整備を行う。また、運用や設備における省エネ策や清掃などの委託費のコストダウンの手法を検討する。
- ・ 火葬場については、今後20年にわたって火葬件数の増加が見込まれるため、斎苑の存続整備は必要である。火葬炉の老朽化が著しいことから、改修の必要がある。現有敷地内で稼働しながら建設する。

ウ 消防防災

- ・ 消防施設等の適切な維持管理に努め、施設等の状況を把握し、計画的に更新又は修繕を行う。
- ・ 消防施設等整備計画に基づいた年度別の整備を行うとともに、市の財政事情や整備の緊急性等を考慮し、計画の見直しも併せて検討する。

エ その他

- ・ 敷地の狭い公営住宅は用途廃止を行い、他の公営住宅に集約する。
- ・ 社会経済情勢の変化などを踏まえ、市営住宅の適切な供給量・管理戸数の確保に努める。
- ・ 長寿命化計画の団地別、住棟別活用手法の判定において、「改善」に位置づけた団地・住棟

について、改善事業を実施する。

- ・ 計画期間内に予定している改善事業の実施時期を調整する。今後の事業の進捗状況を踏まえ、効率的・効果的な事業計画に基づくストックマネジメントに努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

地域の急速な少子高齢化が進む中、誰一人取り残さない地域社会を目指し、生きがいと活力に満ちた地域づくりを推進するためには、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が重要である。

若年者層の流出を食い止め、児童数の減少を抑えるためにも、引き続き、誰もが安心して子育てができる環境を整備し、将来の地域の担い手が健やかに生まれ育つ過程を地域ぐるみで支援する体制づくりに取り組むこととする。

また、過疎化が進行する地域では、高齢者が地域づくりの貴重な担い手としての役割を持つことから、引き続き、その健康づくりや生きがいづくりのための対策の推進と、地域全体が支える仕組みづくりに取り組むこととする。

(1) 現況と問題点

本市の令和2年度の高齢者数は12,241人、高齢化率は33.5%となっており、平成27年度と比較すると、高齢者数は503人増加し、高齢化率は2.9ポイント上昇している。特に中山・双海地域の高齢化が著しく、中山地域では7.8ポイント（高齢化率54.3%）、双海地域では5.5ポイント（高齢化率49.0%）上昇している（伊予市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）。年齢階層別にみると、65歳以上人口は横ばい傾向となっており、65歳未満人口が減少している。高齢者を支える「現役世代」の減少による負担増は、社会保障費の増大と並んで大きな問題となっている。

特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯では、地域住民や地域活動と疎遠になりやすく、様々なサービスにつながりにくくなっている。また、認知症高齢者は、周囲の理解がないと治療や生活そのものを続けることが困難である。このような高齢化による諸問題の解決を図るためにには、社会に生きる一人ひとりが、どれだけ高齢や介護を自らのこととして捉え、考えることができるかが鍵となっている。

地域包括支援センターは、従来の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を通じ、高齢者を取り巻く課題に対応してきた。また、在宅医療・介護連携、認知症対策、生活支援の体制整備といった事業が地域支援事業（包括的支援事業）に位置付けられたことから、今後は要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化し、総合的に支援することが求められている。

健康は、人が快適な暮らしを送る上での絶対条件であり、自分の健康は自分でつくるという健康志向の高まりの下、生活習慣病予防のための特定健診や従来からの健康診査を積極的に受診し、自らの健康状態を把握した上でバランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けるための指導・支援体制が必要である。

さらに、全ての市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、健診受診率向上や生活習慣病予防・肝疾患対策など本市の健康課題に取り組み、市民の健康寿命の延伸を図ることが重要である。

児童福祉は、次代を担う子どもたちを、心身ともに健やかに育成し、その資質向上を図ることは極

めて重要であり、特に、今日の我が国の犯罪の低年齢化の傾向から、社会全体の大きなテーマとなっている。しかし、少子化、女性の就労意欲の増大、地域連帯意識の低下など、児童を取り巻く家庭や社会環境は、急速に変化しており、これに対応した抜本的な施策が強く求められている。このため、児童等が生き生きと学べ、遊べる環境の整備を促進し、社会性・自主性・創造性に富んだ新しい時代を担う子どもの健全な成長が図られる地域社会の形成が不可欠であり、施設整備の拡充や児童・母子等福祉サービスに関するソフト対策を中心としつつ、拠点施設の整備も視野に入れ、種々の施策を開発する必要がある。

障がい者福祉については、重要課題であり、障がい者が自立した生活を営み、社会参加できるよう、保健・医療など各機関と連携を密にして、全ての人が共に生き、共に地域で自立できるノーマライゼーションの実現のため、より積極的な対策を講じることが重要である。

(2) その対策

高齢者保健福祉の増進のため、「だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できるやすらぎとぬくもりのある伊予市の実現」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策を推進することとする。

高齢になっても、自立した生活や様々な活動を継続していくためには健康であることが必要であり、加齢による衰えを防ぐための体力づくりや、かかりつけ医に相談しながら病気の予防・早期発見・治療に努めていくことが大切である。介護予防・生活支援サービス事業では、従来のサービス体系に加え、住民主体の支援等を含めた様々なサービス提供の確保に努める。また、一般介護予防事業では、健康づくり事業や地域の自主グループ、ボランティア、民間サービス等の役割分担を踏まえ、人と人のつながりを通じて、地域の集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進める。生きがいづくりの推進としては、高齢者自らが社会貢献活動を行う老人クラブ活動や、これまで培った知識や技術を発揮し経済活動に関わるシルバー人材センター事業、敬老事業等の支援を行い、誰もが生きがいを持って、学び・集い・交流できる活動を支援する。

在宅医療・介護連携の推進では、医師会等と連携した地域の医療・福祉資源の把握や、在宅医療の充実、在宅医療等の連携ネットワークの構築、医療から介護への移行時連携などを行い、在宅医療ニーズに対応する体制の充実に努める。認知症対策の推進では、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりのために、認知症に対する正しい理解を促進する認知症サポーターの養成や、認知症の治療及び介護の道しるべとなる認知症ケアパスを普及させる。生活支援サービスの体制整備としては、サービスを担う民間企業、社会福祉法人、ボランティア等の多様な事業主体への支援を行い、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる地域包括ケアシステムの確立を進める。

介護保険サービスだけでなく、より身近に地域で活躍する民生委員や高齢者見守り員への相談、低所得者世帯向けの各種手当等の支給など、様々な福祉サービスをうまく組み合わせることにより、高齢者福祉の増進を図る。

- ・ 高齢化対策は、広範囲にわたる総合施策であることから、社会福祉協議会等関係団体との有機的連携の下、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画に沿った保健・医療・福祉の総合的な推進

体制の構築を図る。

- ・ 介護予防のための把握、普及啓発を行うとともに、地域で介護予防活動を行っている者への支援を行う。
- ・ 介護保険事業の円滑な運用を図り、住民のニーズに的確に対応するため、地域包括支援センターを強化し、介護・予防・医療・生活支援・住まいが一体となった総合支援サービス提供に努める。
- ・ 認知症サポーターの養成、ホームページ等での情報提供、成年後見制度の活用支援、相談支援体制の充実、認知症ケアパスの作成など、認知症対策の推進を図る。
- ・ 高齢者見守り員等による見守り体制の推進を図るとともに、緊急通報体制や避難行動要支援者避難支援体制を整備し、高齢者の安全・安心を図る。
- ・ 高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリー化を目指した福祉用具、住宅改修の支援を行う。また、高齢者安否確認見守り事業を充実させ、自立生活を助長する住まいの確保を図る。
- ・ 医療機関などとの緊密な連携の下、保健センターを拠点として保健サービス事業を強化・充実し、健康意識の普及や自己管理意識の高揚を図る。
- ・ 心疾患や脳血管疾患の原因となる糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の発症及び重症化予防のため、保健事業の充実を図る。
- ・ 身体の健康だけでなく、ストレスやうつ病などこころの健康についての取組を推進する。
- ・ 将来を担う「次世代の健康」を支えるため、妊婦や子どもの健康増進に焦点を当てた取組を推進する。
- ・ 市民の健康の増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康について取組を推進する。
- ・ 寝たきりを防ぐため、救急車搬送情報の提供活用、見守り員の活性化、医療機関との情報システムの確立などによる高齢者の健康情報を早期把握できるシステムを整備する。
- ・ 高齢者が培ってきた知識と能力を發揮し、生きがいをもって地域社会参加を促し、地域自立の担い手活動を実施する。
- ・ 心豊かに生きがいのある老年期を送るため、趣味・健康・スポーツ・文化などの学習機会の提供や老人クラブ活動、シルバー人材センター事業、いきいきサロン事業等への支援を積極的に行う。
- ・ 学校・社会教育・地域連携の下、各世代が相互扶助の精神を育み、地域一丸となった継続的、包括的な保健・福祉活動が助長できる世代間交流を推進するとともに、NPO等の育成・支援を行う。

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、低年齢児保育や延長保育・一時保育など、多様化する保育サービスの充実を図る。

総合相談機能を充実させ、関係機関・団体とのネットワークの構築・連携に努め、休日・夜間における子どもの安全確認や児童虐待防止体制の強化を図る。

児童館・学童保育機能を有するコミュニティ施設の整備・有効活用により、児童の育成環境を整えるとともに、学校・行政・ボランティア団体等が連携し、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを推進する。

子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図る。

- ・子どもの健全育成を図るために、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から専門的な相談・支援を行う。
- ・就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況にかかわらず入園が可能で、全ての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進していく。
- ・ひとり親家庭に対する指導、援助の充実を図り、総合的な支援体制づくりを図る。
- ・子どもの疾病の早期発見や早期治療を促進し、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目的として、医療費の一部を助成する。

障がい者福祉の取組については、障がいのある人もない人も当たり前に生活できる地域社会の実現を目指し、障害福祉サービス等を提供するための体制を計画的に確保する。

- ・国の補助制度等の活用を図り、計画的に障がい者の居住の安定確保、自立支援を図る。
- ・障がい者の地域生活を支援するための地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
- ・障がいに対する地域の理解を深められるよう、地域行事への参加など交流機会の拡充を促進する。
- ・タクシー利用料金の一部を助成することにより、障がい者（児）の交通手段を確保し、社会参加及び在宅福祉を増進する。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--|---|--|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 ・保育所 ・児童館 (2) 認定こども園 (3) 高齢者福祉施設 ・その他 (8) 過疎地域持続的発展特別事業 ・高齢者・障害者福祉 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 保育所整備 ‣ 児童館整備（既存施設解体含む） ‣ 認定こども園整備 定員 90 人程度 N=2 園 ‣ 高齢者生きがい活動センター更新工事（既存施設解体） ‣ 障害者（児）タクシー利用助成事業 対象者 1,340 人程度 ‣ 子ども医療費助成事業 | 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 指定管理者が行う管理運営の中で、修繕、更新が必要なものについては適宜報告を受け、維持管理に係る指示をするとともに、計画的に修繕、更新等を実施する。
- ・ 障がい者福祉施設は、指定管理により、建物の維持管理及び地域に開かれた施設として運営する。
- ・ 保健施設は、職員及び業者による定期的な点検・報告で施設の状況を把握し、必要な修繕を行い、適切な維持管理に努める。
- ・ 就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する施設を備えた「認定こども園」の設置推進を支援する。
- ・ 未就学児の健全育成、親子の交流の場として児童館を活用する。
- ・ 利用者の安全面を最優先し、遊具の安全点検とそれに伴う修繕等については毎年行う。
- ・ 指定管理者制度を導入し、運営コストの削減を図る。

8 医療の確保

市民が心身ともに健康な生活を送るためには、まず医療施設の確保が基本条件である。高齢化が進行する地域の現状に相応した施設の充実を図り、生きがいと活力に満ちた社会の中で、患者ニーズの高度化・多様化に対応しながら、患者や高齢者等が安心して暮らせる医療体制を整備するものとする。

(1) 現況と問題点

本市の医療施設については、病院・診療所等が37施設あり、合わせて325病床を有している。伊予地域では29施設（うち歯科11施設）を有し、大半がこの地域に集中しているのが現状である。中山地域では4施設（うち歯科1施設）を有し、直営の国保歯科診療所が1施設設置されているのが特徴である。双海地域では4施設（うち歯科2施設）を有し、地域に密着した医療サービスを提供している。

しかし、急速な少子高齢化や疾病構造の変化、医療機能の分化が進む中で、市民の医療に対する安心・信頼の確保が求められている。県が策定した第6次愛媛県地域保健医療計画を基に、医療が効率的に提供される体制を構築していく必要がある。

(2) その対策

市民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう、福祉・保健・医療の連携を強化し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの推進に努める。

総合的な健康管理情報システムの構築、保健センター機能の強化、また、専門職員の能力を最大限に活用し、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた保健サービスの充実に努める。

また、市全域の一体性の確保と保健・福祉等の充実を図るため、複合施設としての総合保健福祉センターを拠点とし、医療ニーズの高度化・多様化に対応するため、関係機関と連携しながら地域医療の充実・救急医療体制の整備に努める。

- ・ 中山・双海地域でも、より身近で充実した医療サービスが受けられるよう医療体制を整備する。
- ・ 健康に関する意識の啓発、健康診査の実施、栄養・保健指導などによる生活習慣病の予防活動を推進し、一人ひとりの健康づくりをサポートする。
- ・ 高齢者の予防医療の充実による疾病の早期発見・早期治療を推進する。
- ・ 大規模災害・医療の安全・感染症などに対応できる体制の充実を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 中山・双海地域にある診療施設は、どの施設も地域医療を支える施設として重要な役割を有していることから、利用者及び施設職員の安全に配慮した計画的な維持修繕を行う。

9 教育の振興

生きがいづくり・自己実現の要求に対応するため、市民の一人ひとりに「いつでも・どこでも・だれでも」学習機会が得られ、生涯学習としての幼児・学校・社会教育を機能的に連携させる必要がある。

こうしたニーズに対する学習推進体制の整備充実を図ると同時に、自由な個人学習の発展により、郷土に誇りを持ち、地域社会への主体的な参加をとおして、様々な地域課題に取り組むことのできる人材を育成し、地域の活性化を目指すものとする。

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育

市内には、市立幼稚園が2園・市立保育所が6園・私立保育所が2園・私立小規模保育所が2園・市立認定こども園が1園・私立認定こども園が4園設置されており、社会構造の変化とそれに伴う家庭環境や幼児の態様に配慮しつつ、それぞれの地域の実情と特性に応じた幼児教育が展開されている。しかし、入所希望者が定員を大幅に上回る施設もあれば、反対に10人を割るような施設もあり、その立地条件等により入所率が著しく異なっている。地域の実情に応じながらも、効率性、効果性などを考慮し、統廃合も視野に入れながら、老朽化した施設の計画的な整備の検討が必要である。

こうした現状において、より充実した教育・保育環境を創出するためにも、あらゆる児童福祉施策と連携しながら施設及び設備の整備を推進する一方、従来の枠組みに捉われない新たな教育システムを確立する必要がある。

イ 学校教育

地域の将来を担う子どもたちは、地域の宝であり、子どもたちが夢と地域への誇りを持ち続けることができるよう、教育環境を整備することが地域の責務である。

市内には、小学校9校、中学校4校が設置され、校舎などの耐震改修等は完了したものの、非構造部材の耐震対策や老朽化による大規模改修等が求められており、今後、計画的に整備を進めていく必要がある。また、少子化傾向による子どもの減少は深刻な現状にあり、特に、中山地域の中山小学校・佐礼谷小学校と双海地域の下灘小学校・由並小学校・翠小学校は複式学級であり、児童の減少が著しい。

価値観の多様化・情報化社会の進展・コミュニティ意識の希薄化等、教育にかかわる環境の変化により、様々な問題が生じている。これらを解決するため、学校と家庭・地域のより緊密な連絡・協力体制の確立や児童・生徒間及び教職員と児童・生徒間の信頼関係の確立等を図る必要がある。

Society 5.0（ソサエティ5.0）時代を生きる現代の小中学生達にとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用は必須の時代となっている。また、変化の激しい時代を生き抜くには従来の一斉教育だけではなく、多様な子ども達を誰一人置き去りにしない、個別最適化された創造性を育む教育の実現が重要と考え、ICT教育で次世代の人材を育てていく。

学校給食では、平成28年9月から市内全ての小中学校に直営の学校給食センターで対応しており、今後は児童生徒数の減少に伴った運用の見直しの必要性から、民間等の活力を取り入れた持続可能な取組を模索する。

ウ 社会教育

近年、生活水準の向上や余暇・自由時間の増大などとともに、自分らしいライフスタイルを求め、それを実現できる多様な環境を求める傾向は、ますます強くなっている。また、地域をめぐる新たな動きが活発化しており、社会教育・生涯学習を通じた自己実現や地域活動の実践に対する希求は一段と高まっている。

今後は、保健・福祉・学校教育など広範な分野との連携を図り、民間活力等を取り入れながら人的体制の強化と社会教育関連施設の整備・充実を図り、生涯学習社会の構築に努めることが必要である。なお、これらの推進に当たっては、高度な視野と幅広いネットワークを有した地域リーダーが不可欠であり、各種研修の機会や交流の場を通じ、明日の地域を担う人材の育成に努めることも重要である。

(2) その対策

学校教育においては、教育内容の充実と教育諸条件の整備を図り、一人ひとりの子どもの個性と人権を重視し、豊かな心・確かな学力・たくましい健康や体力など「生きる力」を身に付けた人材を育てる。

また、幼児・児童生徒の健全育成を目指し、家庭・地域社会・警察等関係諸機関との連携を深め、安全・安心な学校づくりに努める。

さらに、学校生活の基盤となる校舎・体育館等の教育施設・設備の充実・統廃合を多様な視点から総合的に判断し推進する。

ICT教育においては、国が進めるGIGAスクール構想に則り、児童生徒等に支援を行う。

- ・ 地域に応じた特色ある幼児教育を行うため、教育課程の検討充実に努めるとともに、幼児教育にふさわしい環境整備や必要とされている教材・教具の導入を図る。
- ・ 児童の健やかな育成を助長するため、家庭教育学級の開催や教育の指導、相談体制の充実に努め、家庭内教育機能の向上を図る。
- ・ 世代間交流、異年齢児交流など様々な交流事業を推進し、思いやりのある人間形成を図る。
- ・ 一人ひとりの適正・能力に応じた教育方法の検討や導入、ICT教育を含む機器・教材の整備充実に努め、個性を重視した教育を推進する。
- ・ 幼児期からの基礎的な教育の充実はもとより、高度情報化時代の視点に立った多面的な教育を推進する。
- ・ 郷土意識を育み高めるため、ふるさと体験学習や地域学習の導入を図り、地域に根ざした教育システムの確立を目指す。
- ・ 地域レベルでの活動を支援するため、地域単位での優秀な指導者の育成・確保に努める。

- ・ 女性団体・愛護班など各種団体活動等の育成・支援を積極的に行うとともに、団体間交流の推進・連帶感の強化を図る。
- ・ 学習ニーズに対応するため、関係機関及び施設とのネットワーク化により、生涯学習カリキュラムの構築を図る。
- ・ 子ども達の豊かな学習や生活を支える各学校施設・設備の整備・充実については、計画的な整備を進めるとともに、食育や地産地消など多様性を取り入れた給食センターの運営に努める。

家庭・地域の教育力を高めるとともに、学校との連携を一層強化して豊かな心と個性を育み、市民一人ひとりが活き活きと心豊かに生きるために必要な知識などを「いつでも・どこでも・だれでも」主体的に学べるよう、生涯学習を総合的に推進する。

そして、市民の学習成果がまちづくりに生かされ、さらに行政との協働により「生涯学習によるまちづくり」に発展していく仕組みづくりに努める。

- ・ 行政各部門・各種団体・組織などとの連携により、生涯学習推進体制の確立を目指す。
- ・ 人材育成事業の拡充を図り、高度な視野と幅広い識見を兼ね備えた、明日の地域を担うリーダーの育成に努める。
- ・ 地域の学習やコミュニティ活動を高めるための拠点である集会施設・体育施設等の環境を整備するとともに、生涯学習を通じ、地域の自主性や自立を高め、地域全体の教育力を高める。
- ・ 学習意欲の向上と的確な情報提供併せて市民の文化意識の醸成を図るため、新たに整備された伊予市文化交流センターを活用し、市民参画の機会の充実を図る。

全ての市民が生涯にわたり健康に過ごすために、気軽にスポーツやレクリエーションに親しめる場や機会を充実させるとともに、スポーツ団体の育成や地域での活動を支援する。

また、市民の競技力の向上を図るため、各種大会を開催するとともに、高度な競技大会を誘致し、スポーツに対する関心を高める。

- ・ 各種のスポーツ活動をサポートするインストラクターの育成と確保を図り、スポーツ人口の拡大とスポーツ活動を助長する。
- ・ 社会体育関係団体及びスポーツ協会の活動支援を積極的に行い、団体の自主性や自立を高め、地域全体の体育・スポーツ活動意欲を高める。
- ・ 地域の身近な社会体育施設である学校教育施設を整備するとともに、いつでも、どこでも、手軽に運動やスポーツができる安全で利用しやすい社会体育施設の整備、充実を図る。
- ・ 幼児期から高齢者になってもスポーツに親しむための機会や環境を拡充し生涯スポーツ活動を定着・推進する。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------------|---|------|----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 ・校舎 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 中山小学校教室棟長寿命化改良工事 延床面積 1,349 m² ‣ 中山小学校特別教室棟長寿命化改良工事 延床面積 1,098 m² ‣ 中山中学校教室棟長寿命化改良工事 延床面積 2,904 m² ‣ 伊予中学校 12 教室棟長寿命化改良工事 延床面積 1,755 m² ‣ 郡中小学校 23 教室棟長寿命化改良工事 延床面積 981 m² ‣ 郡中小学校 21 教室棟長寿命化改良工事 延床面積 3,582 m² ‣ 伊予市立小中学校空気調和設備設置工事 工事面積 1,358 m² | 伊予市 | |
| | ・屋内運動場 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 南山崎小学校屋内運動場長寿命化改良工事 延床面積 1,233 m² | 伊予市 | |
| | ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 中山中学校部室棟長寿命化改良工事 延床面積 120 m² | 伊予市 | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 | | | |
| | ・公民館 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 大平地区公民館長寿命化工事 RC 造 A=581.16 m² ‣ 中村地区公民館長寿命化工事 RC 造 A=692.54 m² ‣ 郡中地区公民館長寿命化工事 RC 造 A=534 m² ‣ 上野地区公民館長寿命化工事 RC 造 A=634.16 m² | 伊予市 | |
| | ・集会施設 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 緑風館長寿命化工事 RC 造 A=392.93 m² | 伊予市 | |

| | | | | |
|--|-------|--|--|--|
| | ・体育施設 | ‣ 長沢体育館長寿命化工事 S 造 A=1073.79 m ² ‣ 長沢体育館照明設備改修工事 S 造 A=1073.79 m ² ‣ 長沢グラウンドトイレ改修工事 洋式化へ整備 ‣ 永木体育館照明設備工事 SRC 造 A=650 m ² ‣ 下灘ふれあい体育館照明設備工事 RC 造 A=660.87 m ² ‣ 野中体育館照明設備工事 A=680 m ² +301 m ² ‣ 市内小中学校夜間照明改修工事 小学校3か所・中学校3か所 | 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 | |
|--|-------|--|--|--|

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 幼稚園については、近隣の保育所と統合し、認定こども園化を進める。
- ・ 小中学校については、現状の体制を当分の間、維持しつつも、令和2年に策定した「伊予市学校等施設長寿命化計画」及び地域住民の意見から、最適な学校配置を今後検討する。
- ・ 施設の安全面を考慮した上で、施設の計画的な修繕を実施し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・ 地域の学習やコミュニティ活動を高めるための拠点である集会施設等の環境を整備し、生涯学習を通じ、地域の自主性や自立を高め、地域全体の教育力を高める。
- ・ 学習意欲の向上、的確な情報提供と併せて市民の文化意識の醸成を図るため、コミュニティ・レクリエーション機能を持ち合わせた施設整備を推進し、市民参画の運営を支援する。
- ・ 指定管理施設は、効率的な運営を促し、コストダウンを図るとともに、適正な経費の把握に努め、指定管理料に反映させる。
- ・ 社会教育集会所は、その目的を達したものとし、地元へ無償譲渡を検討する。
- ・ 施設の目的を明確にするとともに、利用見込みのない施設については解体し、施設総量を縮減する。
- ・ 施設の維持管理は将来にわたり多額の経費負担が必要であることから、長期的視野での設備更新、修繕等の計画が必要である。コストを勘案した効率化を図りつつ、市民サービスの向上を図ることで市民の役に立つ施設の実現を目指す。
- ・ 地域の身近な社会体育施設である学校教育施設を整備するとともに、いつでも、どこでも、手軽に運動やスポーツができる安全で利用しやすい社会体育施設の整備、充実を図る。

10 集落の整備

地域社会の基礎は、集落の持つ共助の精神により成り立ってきたが、生活様式の都市化や過疎化の影響により、その機能は急速に弱体化の一途をたどり、地域の貴重な共存機能が失われつつある。

本市の活性化・地域の持続的発展のためには、集落機能の維持・振興を命題と捉え、住民主体による地域づくりが進行するよう、自発的な活動を支援する仕組みづくりへ向けた施策を展開するものとする。

(1) 現況と問題点

本市は、50の広報区(伊予地域：32広報区、中山地域：9広報区、双海地域：9広報区)で構成されており、60数世帯の集落から1,000世帯を超える集落までばらつきがある。

中山・双海地域では、大半の集落が若者の流出と高齢化といった共通の問題を抱えており、機能的な自治活動・コミュニティ活動・農山村特有の共同連帯感の維持など、集落機能を維持していくことが困難な集落もできつつある。しかし、多くの集落では、集会所や有線放送などが整備され、地域内のつながりは非常に密であり、集落内のコミュニティ活動は依然として活発に行われている。平成20年度には中山町佐礼谷地区において、住民自治されだにが発足し、行政に頼らない地域の住民自治組織が誕生したが、これに続く住民自治組織はまだない。

今後は、集落の生活環境等の整備や状況改善を図り、安心して住み続けられる地域活動を維持するために必要な「集落ネットワーク圏」や「小さな拠点」の形成を目指し、集落の集約・再編化を踏まえながら地域資源を生かした持続可能な地域づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

人口減少や高齢化の進行により、住民生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域がある中、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すため、新たな住民自治の推進に向けた対話をを行う。

また、集落支援員等の外部人材を活用し、地域住民が主体となって地域の課題を解決する取組を支援する。

- ・ 住民自治の組織化が進まない現状と課題を洗い出し、集落の問題を自らの課題として捉え、住民主体による地域づくりが進むよう、住民説明会とおした理解と設置を求める。
- ・ 持続可能な地域づくりを進めていくため、「集落支援員」制度を利用し、小学校区など複数の集落が散在する地域(集落生活圏)において、「小さな拠点」づくりによる集落の再生を目指す。
- ・ 市道及び生活道路など、生活基盤の整備を進めながら住民が集落への愛着を高められるよう、豊かな集落の創造に努める。
- ・ 地域のコミュニティ施設の核である集会所については、それぞれの地域における適切な維持管理を推進する。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事 業 名 (施 設 名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備 考 |
|---------------|------------------|---|-------------------|-----|
| 9 集落の整備 | (3) その他 | ‣ 集落支援員の設置 ‣ 集会所改修等事業費補助事業 ‣ 地域まちづくり交付金事業 | 伊予市 伊予市 伊予市 | |

11 地域文化の振興等

地域の歴史と風土から生まれた伝統芸能を始めとする民俗文化を生かしながら、過疎地域の持つ新たな魅力へと整備し、地域の特性や個性を後世に伝えることで、郷土愛や誇りを育て、新しい地域文化を創造する。そして、高齢者の社会参画の機会の創出や世代間交流を促進し、人々の心を豊かにする個性あふれるふるさとづくりを進め、地域や集落の活性化に向けた活用を図るものとする。

(1) 現況と問題点

先人が築き、継承してきた文化遺産は、郷土の歴史・文化に対する正しい理解と先人への敬愛心を醸成するためにも重要であり、今後もさらに、後世へ保護・継承を図っていく必要性があることから、文化財の保存・整備と市民の文化財保護に対する意識啓発を推進することが必要である。

また、各地域に伝わる伝説・民話や農村社会が持つ民俗文化などに着目し、保存・継承することにより、歴史・文化に根ざした地域づくりの原動力とする必要もある。

文化財保護審議会委員を中心として、それぞれの地域で文化財の保護・継承のための活動が展開されているが、この活動や体制に対する支援をより一層強化すると同時に、案内板やふるさとマップの設置・資料収集・展示スペースの確保などに努めることも必要である。

伊予市文化交流センターが新たに整備されたことにより、文化活動の拠点として新しい文化の創造が期待されており、将来に向けての明るい展望が開けている。

(2) その対策

今まで伝承してきた文化財や伝統芸能などを保存し、有効に活用しながら市民のふるさと意識の醸成を図る。

また、文化・芸術の担い手である市民や団体の主体的な取組を支援し、特色ある市民文化の創造を目指す。

さらに、国際化の進展に対応するため、すべての市民が異文化を理解し尊重できるよう様々な交流活動を支援する。

- ・ 地域固有の文化遺産を後世に伝承するため、学術的調査に基づく正しい保存と積極的な公開及びその活用に努める。
- ・ 文化財保護保存団体等への支援を強化するとともに、住民の文化財に対する愛護精神の高揚を図る。
- ・ 各種文化財の案内板やふるさとマップ等を整備し、文化財に親しみ学習する機会の創出に努める。
- ・ 伝統的家屋の保存や復元を行い、歴史文化を享受できる地域の空間として活用を図っていく。
- ・ 感性豊かな人間性を育むとともに、住民の芸術・文化に対する意欲を高め、活動を促進し、新たに整備された伊予市文化交流センターを活用し、芸術・文化などのイベントやコンサート等を積極的に開催・支援する。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

自然環境に恵まれた本市において、環境への負荷が少なく、経済の活性化に繋がる循環型社会を構築するため、安心・安全な再生可能エネルギーの利用促進を図るものとする。

(1) 現況と問題点

個人住宅では、家庭用蓄電池又は家庭用燃料電池を設置する市民に対し補助金を交付している。補助金の情報を広く市民に発信し、普及啓発を行うことで、再生可能エネルギーの利用を推進しているが、申し込み件数が多いため補助金の受付が短期間で終了している。

公共用地等では、民間の事業者と協定し、市所有の未利用地や施設の屋根等を利用した再生可能エネルギーの普及促進を図っている。

民間用地等では、事業者が設置する10キロワット以上の再生可能エネルギー施設の件数が増加傾向にあるが、立地地域でのトラブルや建設において不十分な施工事例による災害発生の恐れ、山林伐採による自然や景観破壊等が課題となっている。

風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーについては、普及促進が図られていない状況である。

(2) その対策

住宅の再生可能エネルギー機器の設置補助金については、補助額や予算額等を見直し、市民に対し幅広く補助することにより再生可能エネルギーの利用促進を図る必要がある。

民間用地等の再生可能エネルギーの利用促進には地域住民の理解が必要であり、地域における発電施設の安全性・信頼性の確保及び自然環境・生活環境との調和を図ることが重要であることから、事業者に対し発電施設の適正な設置と維持管理を求めていくガイドラインの制定が必要である。

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等、全ての再生可能エネルギーを対象に企業や関係機関と連携し、低炭素社会への移行に向けた取組を実施する。そのためには、市がエネルギーの構造高度化・転換を図るため、公共施設等の再生可能エネルギーを利用したZEB・ZEH化、高効率機器の導入を積極的に進め、民間にも波及するよう努めなければならない。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事 業 名 (施 設 名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備 考 |
|--------------------------------|-----------------------|--|------|-----|
| 11 再生可能 エネルギー の利用の促 進 | (1) 再生可能エネル ギー利用施設 | ・ 主要公共施設の再生可能エネルギー利用等事業 本庁舎、各地域事務所等 | 伊予市 | |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事 業 名 (施 設 名) | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備 考 |
|-----------------------|------------------------------|---|-------------------|---|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住 | ‣ 移住・定住に関する推進体制整備支援事業 移住定住支援業務委託 ‣ 移住・定住に関する環境整備支援事業 空き家改築N=15 | 伊予市 伊予市 | ・移住者への支援を行い、移住定住が期待できる。 ・移住者への支援を行い、住環境の向上、移住定住が期待できる。 |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・第1次産業 | ‣ 中山間地域等直接支払交付金事業 ‣ 多面的機能支払交付金事業 ‣ 鳥獣被害防止総合対策事業 | 伊予市 伊予市 伊予市 | ・生産条件不利地に交付金を交付することで、農業生産活動を維持し、多面的機能を確保する。 ・地域の共同活動等に交付金を交付することで、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。 ・有害鳥獣の駆除や作物の防護による農作物被害の軽減及び生産意欲の向上と農業経営の安定を図る。 |

| | | | | |
|-------------------|--------------------------------|---|--|---|
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・デジタル技術活用 | ‣ ICT等技術活用事業 | 伊予市 | ・デジタル技術による地域のDXが推進され、誰もが安全・安心な環境整備が期待できる。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通 | ‣ 地域公共交通システム対策事業 地域公共交通システム計画策定・運行 | 伊予市 | ・地域公共交通の維持・確保が期待できる。 |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 ・危険施設撤去 | ‣ 集会所解体工事 ‣ 秦皇山公園施設解体工事 展望台・休養施設 ‣ 翠地区水車小屋解体工事 ‣ 高齢者共同住居解体工事 ‣ 保育所解体工事 N=2箇所 ‣ 下灘教員住宅解体工事 延床面積135.4m ² ‣ 北山崎幼稚園園舎等解体工事 延床面積 382.51 m ² ‣ 唐川コミュニティセンター解体工事 RC造 A=227.89 m ² ‣ 野中ふれあい館解体工事 SRC造 A=858.54 m ² ‣ 下灘ふれあい館解体工事 RC造 A=1,947.45 m ² +142.5 m ² ‣ なかやま農産物直売施設解体工事 | 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 | ・地域における治安の維持及び誰もが安全・安心に暮らせる生活環境の整備が期待できる。 以下、同じ。 |

| | | | | |
|-------------------------------|---|---|-----|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯 (8) 過疎地域持続的発展特別事業 ・高齢者・障害者福祉 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 自主防災組織育成事業 ‣ 自治会組織等防犯灯設置事業 | 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上により、災害に強くいやかな地域づくりに寄与できる。 ・地域における治安の維持及び誰もが安全・安心に暮らせる生活環境の整備が期待できる。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 障害者（児）タクシー利用助成事業 対象者1,340人程度 | 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）の社会参加や安全 ・安心に暮らせる生活環境の向上が期待できる。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ‣ 子ども医療費助成事業 | 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が市内で子育てしたいと思う環境づくりに寄与できる。 |
| | | | | |